

「法やルールに関する教育」 実践事例集

～京都式「ふるまいの教育」の進め方～



平成28年3月

 京都府教育委員会

目 次

はじめに

1章 京都府が目指す「法やルールに関する教育」

① 「法やルールに関する教育」の目標	2
② 「法やルールに関する教育」の体系図	4
③ 発達の段階に応じて法やルールを学ぶ	5
④ 指導項目「協力」「公平・公正」について	6
⑤ 「法やルールに関する教育」と生きる力との関係	10

2章 実践事例

① 幼稚園	12
(久御山町立東角小学校附属幼稚園、南丹市立園部幼稚園)	
② 長岡京市立長法寺小学校	18
③ 八幡市立男山第三中学校	24
④ 亀岡市立大井小学校	30
⑤ 舞鶴市立中舞鶴小学校	36
⑥ 京丹後市立久美浜中学校区	42
(久美浜中学校、久美浜小学校、高龍小学校、かぶと山小学校)	
⑦ 京都府立西乙訓高等学校	48
⑧ 京都府立京都八幡高等学校	54
⑨ 京都府立大江高等学校	60

はじめに

京都府では、京都の未来を創造する人間形成に向けた教育の推進のため、「京都府教育振興プラン」（平成28年度改定版）において「人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ」、「社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ」ことなどを重点目標として掲げ、「心の教育」の一層の充実とともに、規範意識やコミュニケーション能力を高める教育の推進を図っているところです。

これまでに「心の教育」やその根幹を担う道徳教育の充実に向け、京都府独自の「心の教育」学習資料集「京の子ども 明日へのとびら」や「活用事例集」、「実践事例集」、教員の授業実践力向上を図るための「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」などを作成、配布するとともにボランティア活動の推進に向けて、「高校生地域とつながる事業」など、積極的な取組を行ってきました。

そして、「心の教育」で醸成した「意識」を「行動」に移せる子どもの育成が必要であると考え、「法やルールに関する教育」を「行動（ふるまい）の教育」として推進することとし、昨年度、「法やルールに関する教育」の理念や視点、実践の手立て、実践例等を子どもの発達の段階に応じて示した「法やルールに関する教育」ハンドブックを作成し、すべての学校・園に配布をしたところです。

「法やルールに関する教育」では、単に法的なものの見方や考え方を学ぶだけではなく、身近なルールやきまりがなぜ存在するのかといった意義やどうして重要なのかについて学び、様々な見方で物事を考え、話し合う中で、結論を出すという過程を体験的に学ぶことを重視しています。そのことを通して、子どもたちに、自分、身近な人々、集団、社会といった視点からそれぞれを守るためにルールやきまり、法があることを気付かせ、人や社会と共生できる行動へとつなげようというもので

す。

本年度は、府内の2つの幼稚園及び8つの研究指定校に「法やルールに関する教育」に取り組んでいただき、その成果を「法やルールに関する教育」実践事例集としてとりまとめました。

本書を活用し、すべての教職員に京都府が進める「法やルールに関する教育」について理解を深めていただくとともに、「法やルールに関する教育」を日々の実践の中に取り入れていくヒントにしていただきたいと考えております。

本書が各学校・園での資料として大いに活用され、京都府が進めようとする「法やルールに関する教育」の一層の推進に寄与することを期待しています。

本書の作成にあたっては、学識経験者、幼稚園、各研究指定校の教員及び長期研修生からなるプロジェクト会議を設置し、研究を進めてまいりましたが、特に京都大学大学院法学研究科教授土井真一氏並びに福井大学教育地域科学部教授橋本康弘氏には、専門的な見地から御助言をいただきました。

御協力いただいた皆様方にこの場をお借りし、改めて深く感謝申し上げます。

1章 京都府が目指す「法やルールに関する教育」

① 「法やルールに関する教育」の目標

1 目 標

人や社会とつながり、自分らしく生きることのできる社会（共生社会）を形成し、維持・発展を図るために必要な見方・考え方を習得し、よりよい社会の実現に向けて主体的に行動できる子どもの育成を図る。

全ての教育活動において、すでに取り組んでいる内容や手法を活用し、人や社会とつながるため、「協力」「公平・公正」の2つの指導項目から子どもの知的理義、こころ（意識）、行動（ふるまい）につながる教育を行う。

「法やルールに関する教育」という言葉から、「堅い」「難しい」というイメージを抱いたり、ルールや法の遵守という「べき論」で捉えたり、あるいは特定の教科や領域で学べばよいと考えてしまいがちです。

しかし、人や社会とつながり、共生するための力を身に付けさせるためには、単に限られた教科や領域の指導だけではなく、全ての教育活動を通して取り組むことが重要となります。

新たに一から始めるのではなく、従来から各学校・園で行ってきた取組や手法を子どもの発達の段階に応じて体系的に再構築し、学校・園の教育活動でスパイラル、反復的に学習を進めています。

その際、与えられたルールを守るという受動的なものにとどまるのではなく、人と協力しつつ、つながるためにはそれがルールやきまり、法の公平や公正について考え、ルールやきまりをつくり、守るという体験を行動につなげていくことが必要となります。

そのため、体験活動等を通じ、自らの意見を積極的に表現し、他者の意見から学ぶことが求められます。

2 京都府教育振興プランとのかかわり

京都府教育委員会では、「目指す人間像」に向けた人づくりのため、はぐくみたい力として「展望する力」「つながる力」「挑戦する力」の3つを定め、京都ならではの教育を通じて、子どもから大人までの全ての人々が生涯にわたって力強く歩み続けることができる人づくりを進めています。

プランの柱の1つである「京都の未来を創造する人づくりに向けた教育の推進」において5つの重点目標を定めています。

「法やルールに関する教育」は、その1つの重点目標5に位置付けられます。

重点目標 5

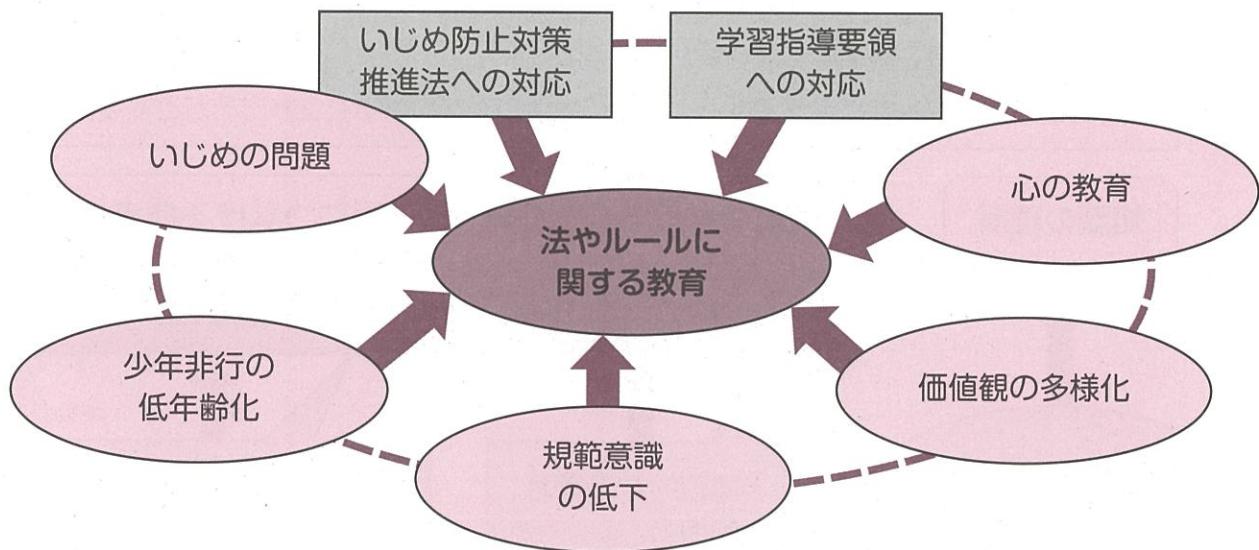
社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

重点目標の達成に向けた主要な施策の方向性の中で

- ・「規範意識やコミュニケーション能力などを高める教育の推進」を示しており、これを具現化する主な取組として、
・「人や社会とつながり、よりよい社会の実現に向けて主体的に行動できる力を身に付ける取組の推進」を掲げています。

「法やルールに関する教育」は、この一環として取り組むものです。

3 「法やルールに関する教育」が求められる背景



学校、家庭、地域社会において人間関係の希薄化が危惧されています。

また、現代社会では、人としての生き方が多様化してきたことから、社会や集団における自らの存在を実感したり、他者のよさを認めたりすることで相互を尊重し、共に生きるという機会が大きく減少してきたとも言われています。

自己中心的な価値観の広がりや規範意識の低下といった状況は、生徒指導において困難な状況を生み出す要因にもあげられています。

こうしたことを背景として生じているいじめの問題や少年非行の低年齢化への根本的な対応が喫緊の課題であります。

学校教育では、子どもが互いを尊重し、自分の感情や欲求をコントロールし、人とつながり共生するために必要な考え方や能力を育成することが重要です。

主体的に判断し、行動する力を身に付けさせることは学校教育の究極的な目標であるとともに、就学前から全ての学校・園の教育活動に「法やルールに関する教育」を明確に位置付けることが求められます。

② 「法やルールに関する教育」の体系図

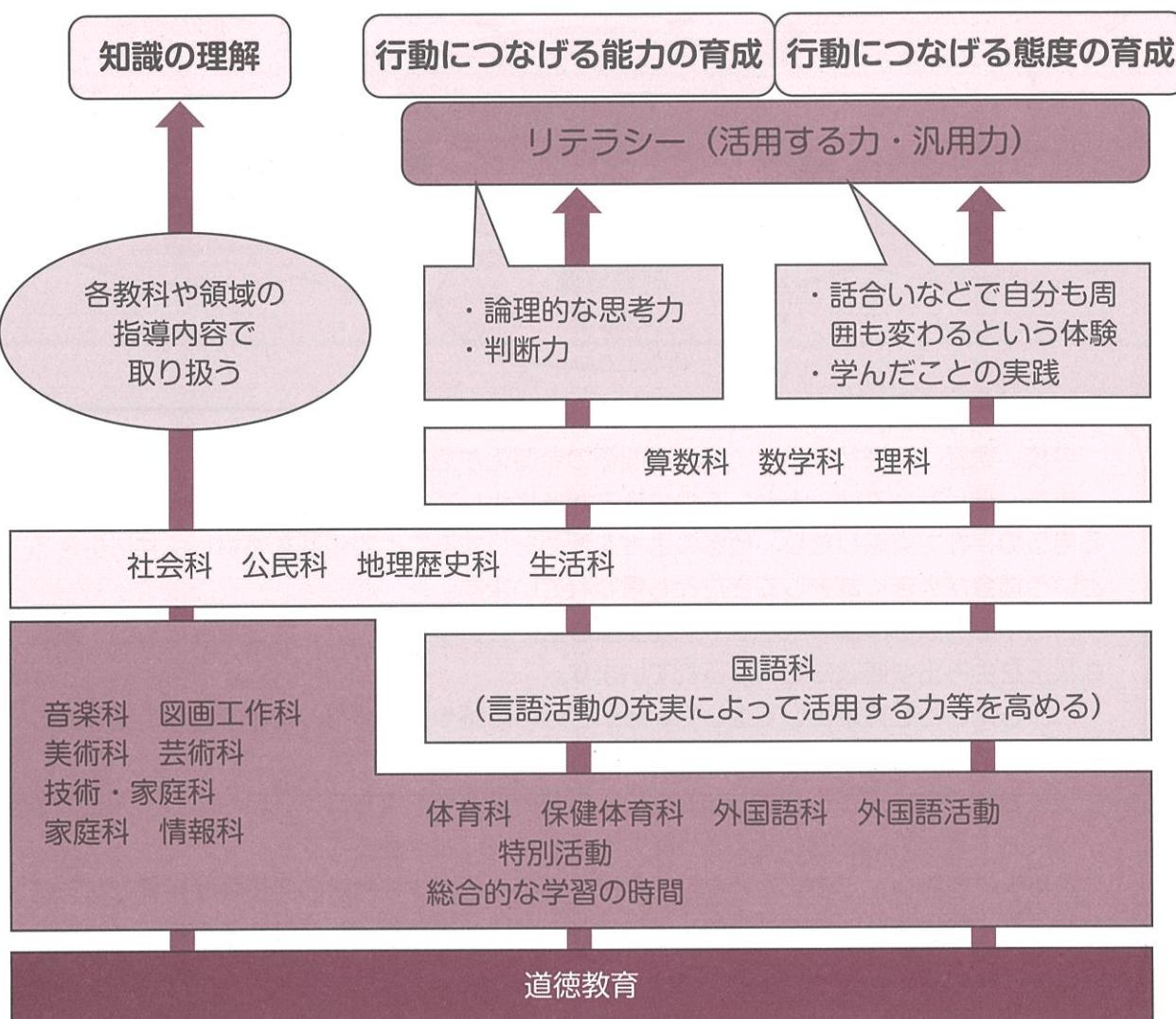
(知識の理解、行動につなげる能力、行動につなげる態度の育成)

京都府の「法やルールに関する教育」は、ルールやきまり、法について体験的に学び、「心の教育」によってはぐくまれた道徳性や他者を思いやる気持ち、規範意識等を大切にしながら、状況に応じた行動（ふるまい）ができる子どもを育成することを目指すものです。

そのため、単に法的なものの見方や考え方だけを学ぶということだけではなく、身近なルールやきまりがなぜ存在するのかといった意義やどうして重要なのかについて学び、様々な見方で物事を考え、話し合う中で、結論を出すという過程を体験させ、人や社会と共生できる行動へつなげようというものです。

そのためには、知識の理解、行動につなげる能力、行動につなげる態度の育成という3つの観点に立ち、全ての教育活動を通して実施する必要があります。

- 他者の立場を理解した上で、理性的な議論となるように自分の意見を主張する。
- 与えられたルールを守るというだけではなく、ルールやきまりが必要な理由や人と協力しつつ、つながるためのルールなどの妥当性について公平・公正の視点から考え、ルールをつくり、場に応じた行動ができる。
- 身近なトラブルなどを解決するとともに生活しやすい環境を生み出そうとする。



3 発達の段階に応じて法やルールを学ぶ

子どもたちは、成長するにつれ、身近な体験をもとの人とつながり、協力するために必要なルールやきまり、法についての概念を身に付けていきます。

これまでの先行研究では、こうした概念は階段状に形成されるというより、それまでに身に付けた概念を否定したり、肯定したりすることを繰り返すことで、子どもたちは高次の概念を習得し、状況に応じた判断力や行動力を形成していく、とも指摘されています。

子どもが発達の段階に応じてルールやきまり、法を学ぶことを通して身に付けた知識や意識を行動に変容させていくことが大切であると考えます。

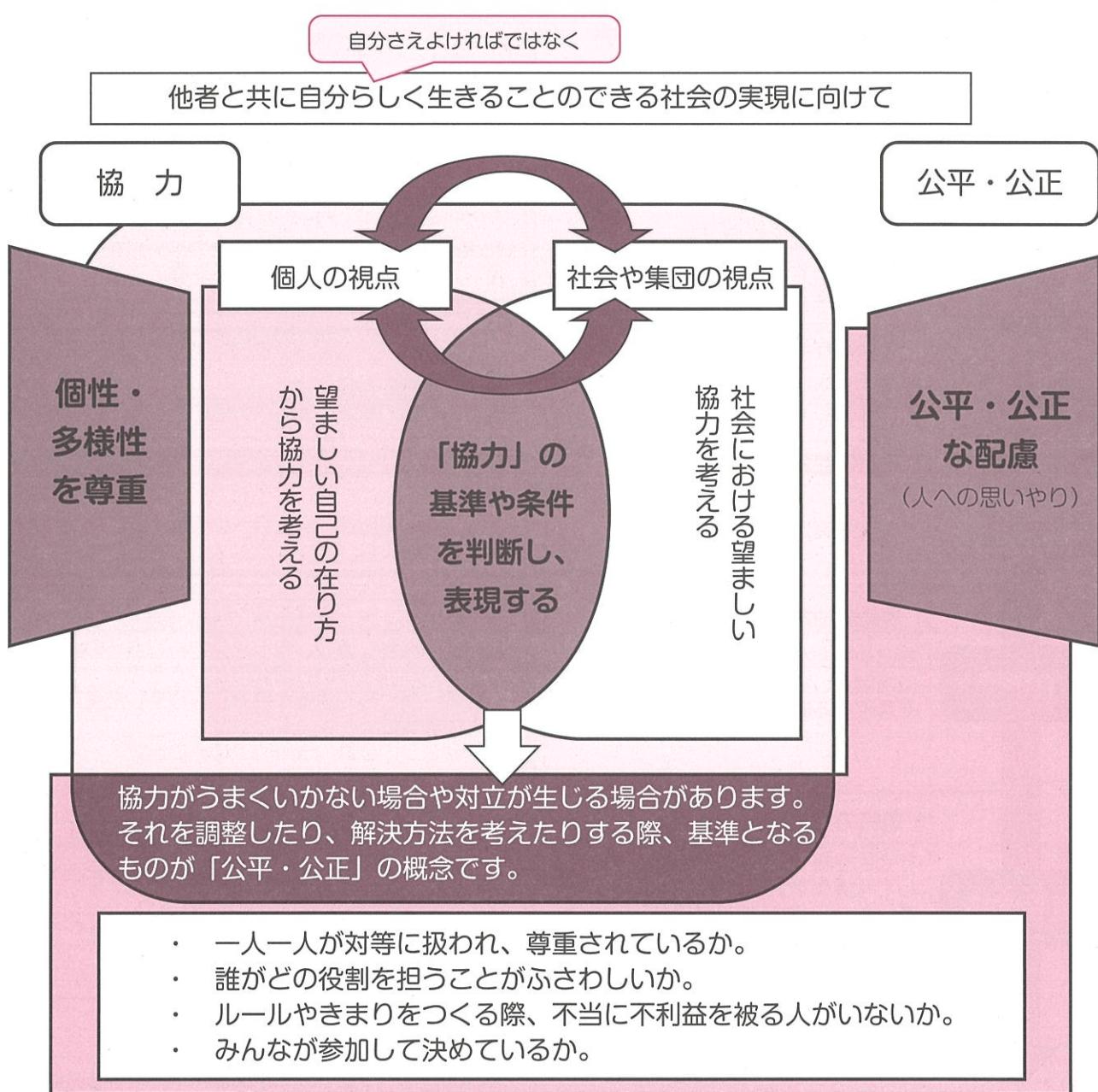
	ルールやきまりの捉え方	指導の際、重視する内容
就学前	<p>きまりなどを他律的に捉える 身近で信頼関係のある大人が言うことが正しく、従おうとする時期</p>	<p>道徳性や社会性の芽生えとなる遊びなどを通じた子ども同士の体験活動の充実</p>
小学校 低学年	<p>規範の基礎形成期 自己の利益を守るものとしてきまりや規範を肯定する時期</p>	<p>「人として、行ってはならないこと」についての知識と感性の涵養、集団や社会のルールを守る態度等、善悪の判断や規範意識の基礎の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 抽象的な思考の次元への適応や他者の視点に対する理解 自己肯定感の育成 自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養
小学校 中学年	<p>規範の吟味期 他者の反応を意識し始めるため、今までのきまりや規範を否定する時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> 集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成 体験活動の実施など実社会への興味・関心をもつきっかけづくり
小学校 高学年	<p>規範の社会化期 形式的な礼儀やマナーとしてのきまりや規範を肯定する時期</p>	
中学校	<p>規範の抽象化期（1） 自己や親密な友人の利益を守るために直接関係しない形式的な礼儀やマナーを否定する時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人としての生き方を踏まえ、自らの個性や適性を探求する経験を通して、自己を見つめ、自らの課題と正面から向き合い、自己の在り方を思考 社会の一員として他者と協力し、自立した生活を営む力の育成 法やきまりの意義の理解や公徳心の自覚
高等学校	<p>規範の抽象化期（2） 社会的立場や公共性にかかわるものとして礼儀やマナーを捉えるが、他者の気持ちに配慮することが重要だと考え、ルールやきまりを否定する時期</p> <p>規範の尊重期 社会秩序を維持し、との関係やコミュニケーションを円滑にするものとしてルールやきまりを肯定する時期</p> <p>「社会的習慣」の発達モデル Turiel (1983) 森川敦子 (2010) を参考</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人間としての在り方や生き方を踏まえ、自らの個性や適性を伸ばしつつ、生き方についての主体的な考察 他者の善意や支えへの感謝の気持ちとそれに応えること 社会の一員としての自覚をもった行動 <p>文部科学省 子どもの德育の充実に向けた在り方について（報告） 平成21年9月11日 子どもの德育に関する懇談会資料より抜粋</p>

④ 指導項目「協力」「公平・公正」について

今まで、法務省やその関係機関が中心となり各学校が進めてきた法教育は、自分のことは自分で決める「自由」と「権利」、そして、決めたことへの「責任」、トラブルなどが生じた際、解決するための「公平・公正」や「正義」といった内容について、関係機関の方の専門的な話やルールづくりを通して学ぶという形が多く取られてきました。

京都府が目指す「法やルールに関する教育」は、指導項目として子どもや教職員が捉えやすい「協力」とその協力を円滑に進める際の基準としての「公平・公正」という指導項目を中心に全ての教育活動を通じて進めていくこととします。

1 指導項目「協力」「公平・公正」の関係



「公平・公正」は、「協力」がうまく機能するための基準となるもの

2 指導項目「協力」

指導項目 「協力」	
協力の段階	
	みんなが同じように活動をする。 (同質性による協力)
	それぞれが違う能力を発揮し、協力をする。 (異質性を踏まえた協力)
	個性を生かし、分担・分業することで効果をあげる。 (分業による協力)
	相互の考えを尊重し、知恵や資源を持ち寄り、責任や役割を分担する。 (協働性による協力)

協 力

人や社会とつながり、自分らしく生きるために、「個人」、「社会や集団」の2つの視点から考えます。

「個人の視点」からのアプローチ

- ・自らがかけがえのない存在なのだという自己肯定感をはぐくむとともに、自己の存在意義を感じながら、社会や集団のために自らの力を発揮することが、自分らしく生きることにつながることを気付かせます。
- ・望ましい自己の在り方を考え、自らがどのように「協力」できるのかを考えることで、生き方についての自覚が深まります。
- ・自分らしく生きるために他者との「協力」が不可欠であることを発達の段階に応じて理解させつつ、社会や集団の在り方を考えさせます。

「社会や集団の視点」からのアプローチ

- ・実社会や様々な集団では多様な「協力」があることを気付かせます。
- ・人には長所や短所といった個性があり、個人で全てのことを行うには限界があり、同様のことが他者にもあることを気付かせます。
- ・様々な人々が互いに分業や協働をすることを通じて、私たちの生活は豊かになっていくことを気付かせ、どのように「協力」するのか考えさせてことで、社会や集団の一員であることや生き方についての自覚を深めさせます。

どのような状況であれば「協力」できるのかについて、考えることを通して条件や基準を表現・判断できる資質・能力を育てます。

その際、自らの「自由」や「権利」とその対の概念である「責任」や「義務」の関係を考えさせることで、「協力」の条件や基準についての理解を深めさせます。

3 指導項目「公平・公正」

指導項目「公平・公正」	
公平・公正の段階	
	みんなが同じように扱われる。
	個性により差があることに気付き、認める。
	一人一人の能力や適性に応じて分担する。
	共通の目標に向か、相互の意見や考えを尊重し、個々の知恵を生かし、責任や役割を公正に分担する。

自分や誰かの考え方だけが一方的に通ったり、特定の人が損をしたり得をしたりするような関係やそれぞれの個性が否定されるようなことがあれば、対等な存在として扱われていないと言えます。

まず、最初に「公平」という言葉を聞くと、「みんな同じように扱われる」ということが連想されます。

しかし、例えば、学級のリーダーや班の係分担を、いつもじゃんけんやくじ引きで決めることが、果たして公平であるのかどうかを考えなければならない場合もあります。

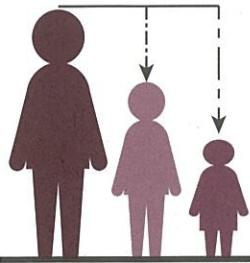
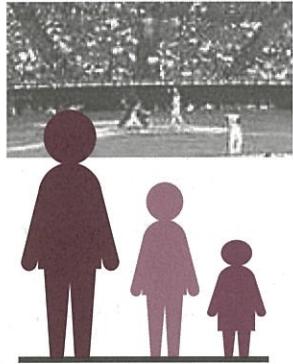
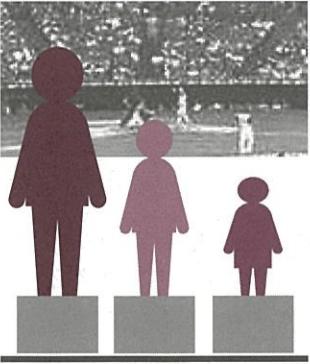
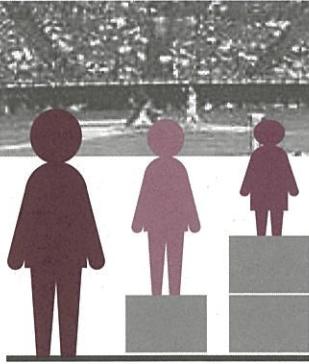
民主主義では、多数決の考え方方が重要視されますが、忘れてはならないのは、多数決や偶然性であるじゃんけんやくじ引きによって決められることにより、少数意見が切り捨てられたり、役割が押しつけられたりすることは、必ずしも公正であるとは言えないということです。

また、その役割を担う人がふさわしいかどうかを検討しなければならない場合もあります。

様々な条件や一人一人について配慮したルールやきまりをつくれたと思った際にも、そのことによって不当に不利益を被る人がいないかどうかを考える必要があります。

また、ルールやきまりを決める際には、みんなが積極的に参加することが可能かどうかという手続きの正しさという判断基準も「公平・公正」の一つの要素であると言えます。

集団が目指す目標に応じ、求められる個性や能力等には違いがあることが当然であり、多様な価値観や自分とは違う異質なものが世の中には存在することに気付き、それを認め、公平・公正を意識した行動ができる子どもを育成することが重要です。

			
3人の身長差は個性	3人で野球観戦をしたら1人だけしか見えない。	踏み台にみんな同じように乗るといいね。でも、見えない人がいるよ。	踏み台の数を変えるとみんなが見えるね。これが公平・公正を考える基準の一つです。

「公平・公正」を指導する際のポイント

- ・自他共に個々の選択を認められることが、それぞれの個性を発揮することにもつながります。
- ・多様な生き方や考え方、行動を調整するためには、意見の調整や合意を論理的に行うコミュニケーション能力が求められます。
- ・思い込みや偏見で行動しないように、事実を正確に認識できることが大切です。
- ・相互を高めあう「協力」によって人や社会とつながるために、トラブルを解決していく基準となる「公平・公正」についての正しい理解が必要です。

- ・ルールやきまりがかかわりのある人々にとって正しいものかどうか、その人々の納得を得ることができるものがどうか。
- ・ルールやきまりなどを決める際の過程に正しさがあるか。
- ・決めたルールやきまり、法によってその集団やそこに属する個人が守られるかどうか。

などを子どもの発達の段階に応じ、具体的に体験できるような工夫をします。

5 「法やルールに関する教育」と生きる力との関係

平成10年の学習指導要領改訂の際、「生きる力」をはぐくむという理念が打ち出されました。

この理念は、思考力・判断力・表現力の育成に重点を置いたものです。

これは、グローバル化・高度情報化に伴い、多様化・複雑化した社会に必要とされる能力として平成15年にOECD（経済協力開発機構）が提唱した「キー・コンピテンシー」を先取りしたものであり、平成20年の学習指導要領の改訂においても踏襲されています。

キー・コンピテンシーとは、知識基盤社会における**「世界標準の学力」**のことで、文部科学省はこのことを**主要能力**と呼んでいます。

この理念は、**個人が深く考え、行動すること**の必要性を求めたものです。

こうした理念が求められる背景には、

「変化」……一度学べば終わりではなく、**変化への適応**が求められる。

「複雑性」……社会は、より多様化・個別化しており、異なる文化等をもった他人と接する機会が増える。

「相互依存」……グローバル化において新たな相互依存を創出している。

人の行動は、個人の属する地域や国をはるかに超えた社会の影響を受けるため、その対応が求められる。

などがあると言われています。

深く考え、行動するためには、目前の状況に対して特定の定式や方法を当てはめるだけではなく、**変化に対応する力、経験から学ぶ力、多面的な立場で考え、行動する力**が含まれます。

キー・コンピテンシーは、以下の3つのカテゴリーと9つの内容からなります。

カテゴリー	具体的な能力の内容
社会的に異質な集団で共に活動できる力 (自己と他者との相互関係)	他者と円滑に人間関係を構築する。 協調する。 ※利害の対立を御し、解決する。
自立的に活動できる力 (個人の自立性と主体性)	大局的（大きな展望の中で）に行動する。 人生設計や個人の計画をつくり、実行する。 ※自らの権利、利害、責任、限界、ニーズを表明する。
知識や情報を活用できる力 (個人と社会との相互関係)	言語、シンボル、テキストを活用する。 知識や情報を活用する。 テクノロジーを活用する。

※印は狭義の法教育に求められる能力と言われています。一方、京都府の「法やルールに関する教育」は、この9つ全ての内容に応じた能力の育成を含んでいます。

2章 実践事例～幼・小・中・高の接続を目指して～

ここでは、幼稚園、各研究指定校で取り組まれた実践事例をあげています。各学校・園の実践に応じて活用し、「法やルールに関する教育」のより一層の充実に役立ててください。

- ① 幼稚園** 12
 - ・ 3歳児 久御山町立東角小学校附属幼稚園「わたしのやもん！」
 - ・ 4歳児 南丹市立園部幼稚園「じゃあ、こうしよう！」
 - ・ 5歳児 久御山町立東角小学校附属幼稚園「作戦会議」
- ② 長岡京市立長法寺小学校** 18
第5学年 総合的な学習の時間「フードアクション長法寺～これからの食料を考えよう～」
- ③ 八幡市立男山第三中学校** 24
第3学年 社会科「選挙の基本原則」
- ④ 亀岡市立大井小学校** 30
第2学年 道徳「ルールの大切さ～ごみの分別を通して～」
- ⑤ 舞鶴市立中舞鶴小学校** 36
第4学年 特別活動「スポーツをテーマにルールについて考えよう」
- ⑥ 京丹後市立久美浜中学校区** 42
(久美浜中学校、久美浜小学校、高龍小学校、かぶと山小学校)
中学校第1学年 特別活動「インターネット上のルールやマナー」
- ⑦ 京都府立西乙訓高等学校** 48
第3学年 公民科「社会契約説」
- ⑧ 京都府立京都八幡高等学校** 54
第2学年 総合的な学習の時間「みんなと共に自分らしく生きる」
- ⑨ 京都府立大江高等学校** 60
第2学年 総合的な学習の時間「地域と暮らしを見つめる」

本章で図示している **知識** ☆ **能力** ☆ **態度** ☆ は1章のP4の体系図で示した育成したい3つの観点と関連しています。☆印には、☆☆☆ の3種類があり、色が濃くなるほど、内容がその観点と深い関係にあることを示しています。

久御山町立東角小学校附属幼稚園

○ 3歳児 「わたしのやもん！」

入園前は、5歳児の姉やその友達と遊ぶことが多く、好きな玩具を思いのままに使って遊んでいたA児。入園当初も朝の準備を済ませると、真っ先にお気に入りのままごと用のカバンを全て両手で抱えて遊んだり、持った物は自分の物として独占しようとしたりする姿が多く見られた。初めての同年齢の集団の中で、自分と同じ思いの相手と対面し、思い通りにならない場面に合うことで戸惑いや不安な気持ちなど、様々な気持ちを体験する。子どもの気持ちに寄り添いながら体験を通した気付きを大切に、友達と一緒に心地よく過ごすための方法をはぐくんでいきたい。

《日 案》

- 1 時 期 5月中旬
- 2 対象児 年少3歳児（3年保育児）
- 3 ねらい 好きな遊びを楽しむ。
- 4 内 容 好きな遊びや遊具を見つけて遊ぶ。

環境構成	幼児の活動	教師の援助
<ul style="list-style-type: none"> ・自分でしてみたい遊びが見つけられるよう、遊具や玩具を目につきやすい場所に置き、幼児が手に取りやすいようにする。 ・安全面に十分に配慮する。 ・繰り返し楽しめる時間を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○好きな遊びをする。 ままごと、ブロック、絵本、ブランコ、三輪車、砂遊び 等 ○片付けをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の遊びに声をかけ、幼児の楽しい思いに共感するとともに、教師も一緒に遊びを楽しむ。 ●遊具の使い方や順番を待つこと、交替することなど機会をとらえて知らせていく。 ●遊具や玩具の取り合いなどでは、お互いの思いを受け止めながら教師が代弁し、友達との遊びに必要な言葉を知らせる。

- 「法やルールに関する教育」の視点

〈5月22日のエピソードより〉

A児は三輪車を砂場の横に停め、5歳児と一緒にごちそう作りをして遊んでいた。A児の停めた誰も乗っていない三輪車を見つけたB児が乗ろうと足をかけようとした。

A児：「ああー！これAの一！！」と怒りながら走り寄り、B児の手を払いのけようとした。

B児：びっくりした表情で黙っていた。

教師：「どうしたの？」

A児：「これAのやもん！」と泣きながら言った。

教師：「そつかあ。Aちゃんが乗ってたんだね。」

A児：少し気持ちが落ち着いた表情でうなずいた。

教師：「Bちゃんも乗りたかったの？」

B児：“うん”とうなずいた。

教師：「Aちゃんに貸してって聞いてみようか？」

B児：「かーしーてー。」

A児：「A乗るもん‥」と小さな声で言った。



5歳児：「Aちゃん砂遊びしてるから、貸してあげたらいいのに。」

5歳児：「後でまた貸してって言つたらいいやん。」と周りの5歳児がA児に言った。

A児：周りから日々に言われたことで、段々と不安な表情になり泣き出した。

教師：「Aちゃん乗りたいんだね。でもBちゃんも乗りたいんだって。一回ぐるっと回ってお出かけしたら代わってみるのはどう？」

A児：黙って考える表情が見られた。

教師：「どうする？」

A児：「お姉ちゃんと乗ってくる。」

5歳児：「じゃあ私と行く？」

A児：“うん”とうなずき三輪車に乗って行った。

B児と教師が、A児が帰ってくるまで砂場で遊んでいると、

5歳児：「帰ってきたよ～。」

教師、B児：「おかえり～。」

A児：「Bちゃん乗っていいよ！」と自ら声をかけに来た。

教師：「Aちゃんありがとう。Bちゃん良かったね。」

B児：「うん！」と言って嬉しそうに三輪車に乗って行った。

A児：5歳児と砂場に戻り、砂遊びの続きを始めた。

しばらくするとB児がA児の所に「ただいまー！」と三輪車に乗って帰ってきた。

A児：嬉しそうに三輪車の所へ寄って行き、B児に「おかえりー。」と声をかけていた。

教師：「Bちゃん、Aちゃんに貸してもらえて良かったね。貸してくれてありがとうだね！」

B児：「ありがとう。」

A児：照れながら、次は三輪車の荷台にB児を乗せて遊ぶ姿も見られた。

その後もA児は、ままごと遊びの時に、初めは自分が欲しい物を両手いっぱいに持つ様子が見られるが、教師が仲立ちをしたり、友達が困っていることなどを伝えたりすると、悩みながらも1つ貸してあげる姿や、気の合う友達には“これ使っていいよ”と自分から手渡し、かかわっていく姿が見られるようになってきている。

〈考察・まとめ〉

- ・ A児なりにB児の気持ちに気付けたとともに、おもちゃを分けることで、一つの物を友達と譲り合う大切さや感謝される喜びを味わうことができた。
- ・ 入園を機に、同じ思いの友達と過ごすことで、葛藤や我慢を体験しながら、貸し借りができた時には認めてもらうなど、教師の温かな受容の中で安心感や嬉しさなど様々な感情を経験していくことが大切である。
- ・ 教師は、一人一人の発達の姿を把握しながら、互いの思いを代弁したり、遊びに必要な言葉を知らせたりすることが必要である。また、多様な感情体験を通して、譲り合うことや順番を待たせること、他児の存在や気持ちに気付かせること、生活や遊びの中にはルールやきまりがあることに気付かせていくことが大切である。



南丹市立園部幼稚園

○ 4歳児 「じゃあ、こうしよう！」～折り合いをつける過程を通して～

3年保育の4歳児。進級して1ヵ月。忍者やヒーローになったり、積み木を組み合わせて乗り物を作ったり、一人一人のイメージは異なるが、同じ場で過ごす友達の様子を見て刺激を受けたり同じような気持ちを感じたりしながら遊んでいる。3歳児の時に友達と遊ぶ楽しさを味わって進級しているが、学級替えもあり、新しい環境の中で自分を発揮できる幼児と発揮しにくい幼児の姿が見られる。

したい遊びに夢中になり、自分を発揮しながら、身近なこと、物、人に関心をもって関わり、様々な気持ちを体験する中で相手の思いに気付くことができる幼児をはぐくみたい。

(5月下旬)

F児、G児の忍者の家とA児、B児の忍者の家は側にあるが、それぞれの遊びのイメージがあるため交わることは少ない。A児は自分達の家の入口を塞ぎたいようで、B児とどうするか悩んでいる。F児達の家を伺うように見るA児の表情から、F児達が使っている積み木を使いたいのではないかと予測する。

T（教師）「Aさんどうかした？」と声をかけると、B児と二人で「ここに何か置いて出られないようにしたいんや。」と言う。その声を聞いたF児が積み木を運んで来て「使う？」と聞く。A児は無愛想に受け取ったが、小さな声で「ありがとう。」と言う。F児が持ってきた積み木は一つ。A児はもう少し欲しい様子だが言えない。T「Fさん、Aさんが欲しいと思っていることがわかったの？Aさん嬉しいね。」と声をかける。F児「だって声が聞こえたんや。」と言う。A児「もっとないとあかん。」とつぶやく。教師はA児に欲しいことを伝えるよう言う。A児「もっと欲しい。」と言う。F児「え～、僕らも使うしな。」と答える。T「そうか、それは仕方ないね。」と声をかける。しばらくして、F児「どれだけ欲しい？」、A児「少しだいい。」、F児「少しあつたらいいで。」と答える。



幼児達は、自分の遊びを楽しみつつ、友達の遊びにも目を向け始めている。周りの状況が分かるように援助をしてきたことで、友達の話に関心をもって聞くようになっている。教師を媒介にしながらも、自分の思いを言葉で友達に伝えることで、相手の心に響き、真っ直ぐ届いていると感じることができたのではないだろうか。そのことは、F児が相手のためにできる事を考え、応える姿から分かる。また、お互いにやりとりをすることでA児もできる事とできない事があることに気付くとともに、相手の気持ちを知ったことで、自分ができる方法も考えられたのではないだろうか。

(6月11日)

A児とB児の忍者の家にB児とC児、G児が入って遊んでいる。それを見たA児はB児に自分が作ったのに勝手に他の子を入れたことを問い合わせる。その様子に気付いたC児がA児に「あかんの？」と聞く。A児は少し戸惑いながら「いいけど。」と答える。そして、笑顔でC児と同じ場で遊び始めた。

A児は3人が遊んでいる姿を見て、自分の存在がそこにはないことを感じたのではないだろうか。B児に問い合わせた時、C児がA児にも聞いてくれたことで、A児は自分も仲間として受け入れられた満足感を感じたと思われる。したい遊びの中に友達の存在があり、そこに自分も仲間として位置付くことは、自己有用感をはぐくむことにつながるのではないだろうか。

《日 案》

- 1 時 期 6月下旬
 2 対象児 年中4歳児
 3 ねらい 友達としたい遊びに取り組み、自分の気持ちを相手に伝えたり受け止められたりする満足感を味わう。
 4 内 容 友達と場を整えたり、遊びに必要な物を作ったりしながら、なりきって遊ぶことを楽しむ。困った時は相手と向き合い、自分の思いを相手に伝えたり話を聞いて考えたりする。

環境構成	幼児の活動	教師の援助
<ul style="list-style-type: none"> 遊びの場を作る時、友達と一緒に積み木やダンボールを配置していくことが面白くなっている。幼児が自分達で場を整えていけるような配置にしておく。 仲間が増えていく時、自然に受け入れられる場面と「入れて」と言っても断られて怒る場面が出てきた。新たな友達関係を築く上で気持ちを言葉で伝えられるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○したい遊びを見つけ、存分に遊ぶ。 ○積み木やダンボールを組み合わせ、遊びの場を作る。 ●友達とイメージを共有して同じ場で遊ぶことを楽しむ。 ○遊びに必要な物を考えたり作ったりする。 ○教師や友達に思ったことを言葉で伝える。 ○友達の気持ちを聞いて考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分達で考えた場に満足感を感じている時は、そのアイデアを認める。 ・友達の遊びに興味を示し、かわり始めた時はどのようなやりとりがなされているかを把握する。 ●友達の思いは全て受け入れることが良いという仲介ではなく、受け入れられない気持ちを相手に伝えられる仲介をする。思いがあれば断る場面も大切にし、その時はどうしたらよいかをみんなで考えられるような援助をする。

●「法やルールに関する教育」の視点

(6月24日)

D児「入ったらあかんって言われる。」と教師に訴える。T「なぜだめか、聞いてごらん。」



と伝える。D児「なんであかんの？」と聞く。B児「だって狭くて3人しか入れへんから。」と答える。T「そうか。本当に狭いね。だからあかんかったんだって。」とD児に伝える。

泣き出しそうなD児をじっと見ていたB児「じゃあ、ここを広くしようか。」とA児やE児に伝え、ゲームボックスを運んで来る。

T「それはいい方法ね。」と伝える。遊びに参加したD児だけでなく、受け入れたB児やA児も嬉しそうにしている。

遊びの場を共有しているようでも、それぞれ気の合う友達とこだわった遊びの場があり、そのため他の友達を受け入れられない時もある。教師の役割として、全て受け入れられるように仲介するのではなく、幼児同士で駆け引きをしたり、理由（思い）をきちんと相手に伝えて断ったり、受け入れられたりする経験が出来るようにかかわることが大切である。理由（思い）が分かると、お互いに折り合いをつける方法を考える手立てにつながると考える。

〈考察・まとめ〉

幼児期における規範意識は、遊びや生活を通して、他者の存在に気付いたり、他者の気持ちを考えたりしながら、自分の気持ちに折り合いをつけたり、楽しさや喜びを共有する体験を通してはぐくまれていく。そして、互いに尊重し合い、協調して生活していくためのルールやきまりの必要性に気付いていくのだと考える。

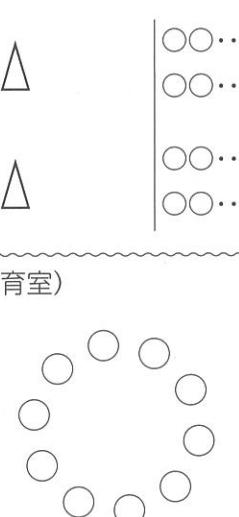
久御山町立東角小学校附属幼稚園

○ 5歳児 「作戦会議」

5歳児学級に進級し、学級替えや幼保一体化などで新しい友達が増えた。学級の仲間意識をもたせたり友達と協力して遊んだりする活動を経験させるためボール運びリレーをする。

《日 案》

- 1 時 期 5月初旬
- 2 対象児 年長5歳児（らいおん組）
- 3 ねらい 友達と一緒に協力しながらリレー遊びを楽しむ。
- 4 内 容 ボール運びリレーをする。

環境構成	幼児の活動	教師の援助
(準備物) ・ボール ・三角コーン ・カラーポリ袋 ・アンカーたすき ・ライン引き (園庭)	○ボール運びリレーをする。 ・ボール運びの説明を聞く。 ・4人のグループを作る。 ・持つ場所を相談する。 ・学級対抗で折り返しリレーをする。 ・話合いをする。	・学級意識がもてるよう友達とかかわり、一緒に楽しめるような遊びを提案する。 ●4人でカラーポリ袋の上にボールを乗せて運び、折り返して次のグループに渡す「ボール運びリレー」の説明をする。 ・実際にやって見せる。 ・4人のグループで持つ場所など相談できるよう子どもの様子を見ながら必要に応じて援助する。 ●子どもの姿に声援を送り認めていく。また、工夫したり協力したりしている友達の姿に気付かせ、互いの刺激となるようにする。 ・遊んだ後の気持ちや気付きを受け止める
(保育室) 	○降園前の話合いをする。 ・降園準備をしてから丸くなって座る。 ・一日の振り返りをする。	・互いの表情が見えるように座り、話をしたり、聞いたりできるようにする。 ・話しやすい雰囲気づくりをする。 ●伝えきれない思いや言葉を補い、みんなに分かるような援助をする。 ・次の日の遊びにつながるような話合いにする。

●「法やルールに関する教育」の視点

〈5月14日のエピソードより〉

ぞう組との“ボール運びリレー”は2回目までで1勝1敗であったが、今日は負けてしまい、悔しそうならいおん組の子ども達だった。

降園前、学級のみんなで今日1日の振り返りをした。

「ボール運び、ぞう組に負けたな…。」と言った子どもがいたので、教師が「じゃあどうやったら、次は勝てるかみんなで作戦会議しようよ！」と言うと、子ども達みんながわくわくした表情になつた。

教師：「どうしたら勝てるかな…？何か作戦ない？」と言うと「一生懸命走る！」「次の人にぱっと渡すねん！」と子ども達なりに考えて話しだした。

教師：「うん。それ大事だね！でも、ボールが落ちてしまった時に、時間がかかるみたいだけど…。そこが早くなつたらいいなと思うけど、どうしたらいいかな…。」

みんながしばらく考えているとA児がひらめいたように言った。

A児：「あ！わかった！ボールが落ちたら（カラーポリ袋を）1回地面に置いて、乗せたらいいのどちらがう？」

教師：「すごい！Aさんそれいい考えだね。」



「ほんまや！」と言っている子どももいたが、伝わっていない様子の子どももいたので、教師はA児のアイデアを保育室にあるものを使って、実際にやって見せた。「あーいい考え！」「Aさん、それいいやん！」目で見て分かった子ども達は納得した様子でA児も嬉しそうだった。

教師：「あと、走る時はどこを見ていたらいいと思う？」

B児：「いいこと考えたで！前のは前見て、『石あるで』とか、後ろのはボール見て、『ボール落ちたー』って言えばいいのどちらがう？」

教師：「すごい！それなら速く走れるね！ボールが落ちても分かるね！」

C児：「あと、ボール落ちたらみんなで『ヨイショ』って言ってから持ち上げたらいいのどちらがう？」

教師：「持つ時に声をかけるってこと？それならみんな揃うね！」

教師：「みんなすごいアイデアいっぱいだね。この作戦で明日やってみようか？」と言うと、「うん！」「明日は勝てそう！」とやる気に満ちている子ども達だった。

次の日、また“ボール運びリレー”をした。子ども達は作戦通りボールが落ちたら一度、地面にカラーポリ袋を置いたり、声をかけあったりすることを意識して頑張っていた。

しかし、あと一步のところで、また負けてしまった。

「また負けたー！」と残念そうな子ども達だったが、片付けて保育室に戻る前、数人の子どもたちが「先生、また作戦会議しよう！」「もっといい方法考えよう！」と言った。

<教師の受け止めと援助>

負けて悔しい思いをしたが、次に勝つために子ども達みんなで相談したり考えたりすることができる良い機会だと思い、友達と気持ちを合わせたり友達を意識したりできる方法に気付いてほしいと願いながら話し合いをした。幼児が、みんなに自分の思いを伝えたり友達の話を聞いたりできるよう仲立ちしながら、お互いに認め合える雰囲気を大切にした。



<考察・まとめ>

- ・負けて悔しい体験から、どうしたら勝てるか子ども達みんなで話し合って考えた工夫は、子ども達自身が自分達で守っていこうというルールとなった。このことを通じて、力を合わせるためにルールを決めることやそのルールを守ることの大切さに気付くことができた。
- ・教師は、いつも一人一人の幼児を大切にし、幼児が友達の良さに気付くような働きかけを心がけるとともに、安心して自分の思いを表出できる学級の雰囲気を作っていくことが大切である。
- ・一日の振り返りの場を大事にし、子ども達と話し合う機会をもつ中で幼児の発言を十分に受け止め、認め、時には言葉を補うなど、その場に応じた援助を行い、“みんなの話し合い”にしていくことが大切である。幼児が自分の思いを素直に発言したり友達の話に耳を傾けたりできるようになることが、お互いを知り認め合える関係となり、ひいては、物事をよく見たり聞いたり考えたりする力、公平・公正への芽生えにつながると考える。

長岡京市立長法寺小学校

知識 ★ 能力 ★ 態度 ★

○ 第5学年 総合的な学習の時間 「フードアクション長法寺～これからの食料を考えよう～」

指導のねらい

探究的な学習の目標に照らして、より考えを深めるために仮想の場面を設定し、様々な立場、利害関係について考えることを通して、公平・公正に話し合い、より良く課題解決しようとする能力や態度を培います。また、課題解決のために、自他の立場を認めることの大切さや合意形成することの難しさにも気付かせます。

児童生徒の発達の段階との関連

高学年になると、自分の所属する集団や社会と関わる意識が出てきます。そのため、家族や身近な地域に関する課題を生かした単元の構想が必要になってきます。社会科で学んだことや自分の地域の実情をふまえた内容を発展させた課題に取り組むことにより、実社会への興味・関心を高めることにもつながります。また、探究的な学習を通して、より良い課題解決のために、自らの意見や考えを伝えたり、他者の意見や考えを聞いたりする態度を身に付けさせることも重要です。

指導内容

〈導入〉

これまでの学習や提示された資料(国産・外国産の価格の違いや安全性が見て取れるもの)から、これからの日本の食料について「外国産を推し進めるべきか、国産を推し進めるべきか」についての課題を把握させます。

〈展開〉

- ①消費者、国内生産者、外国の生産者等の立場に立って、自分たちの考え方や意見を主張します。
- ②国の政策を考える会議に出席したメンバーの立場になって話し合い、消費者、国内生産者、外国の生産者等それぞれの利害を整理しながら、考え方や意見を調整します。

〈まとめ〉

今日の話合いの中で、大切なことは何かを考えます。

既習内容との関連

特別活動

学級のルールや行事への取組の仕方など、一部に負担が偏っていたり、成果を全員が享受できなかつたりすることがないか考え、決定する。

今後の学習内容との関連

6年生社会「わたしたちの生活と政治」

誰もが幸せに暮らす権利をもっていることを知る。普段の生活の中で起こっている問題をどのように解決すれば良いか考えたり、憲法や法律が人々の権利を守るためにあることを知つたりする。

総合的な学習の時間 学習指導案(公平・公正)

1 対象学年 第5学年

2 単元(題材)名 フードアクション長法寺 ~これからの食料を考えよう~

3 単元目標

- ・日本の「食」の現状を理解し、「食」について興味や関心をもち、課題意識をもつことができる。
(課題設定の能力)
- ・「将来の日本の食料を確かなものにするために」という目的に沿って情報を収集できる。
(情報の収集)
- ・集めた情報を、それぞれの立場を意識して整理できる。
(整理・分析)
- ・自分の考えや調べたことを、相手に伝えることができる。
(まとめ・表現)

4 単元指導計画 (全27時間)

次	時	指導内容	学習活動	指導上の留意点
一	1 2	日本の食料についての課題意識をもたせる。	○日本食の材料の産地を調べ、日本の食料自給率問題について知る。 【課題設定】	○イメージしていたことと違っている点について課題意識をもたせる。
二	3 15	日本の食料に関する問題について理解させる。	○身近な料理の自給率をグループで調べると共に、フードマイレージについて知る。【情報の収集】 ○買い物の模擬体験を通し、食料の問題を生活と結び付けて考える。 【整理・分析】 ○様々な立場の利害を考えながら「みんなの幸せ」のためにどうすれば良いか話し合う。 【整理・分析】	○課題意識をもたせ、その中から解決の糸口に気付かせるようにする。 ○体験を通して、国産・外国産のそれぞれの良さに気付かせる。 ○相対する考えに気付かせ、利害関係について整理できるようにする。
三	16 25	将来の食料をたしかなものにするためのプランを考え、伝えさせる。	○どうすれば良いか、それをどのように伝えるかについて考える。 【課題設定～情報収集～整理・分析】 ○プレゼンテーションを行い、自分の意見や考えを伝える。 【まとめ・表現】	○これまでの学習をヒントに課題を設定させ、どうすれば効果的な行動となるかを形にさせていく。 ○プレゼンテーションを行わせる。
四	26 27	単元のまとめをさせる。	○自分たちにもできるフードアクションを実行し、結果や感想を交流する。【まとめ・表現】	○他の児童の考えに共感することで、建設的な話し合いができるようにする。

5 本時の目標 食料問題の仮想場面について、様々な立場の利害を考えながら、「みんなの幸せ」のためにどうすれば良いか話し合うことができる。(整理・分析)

6 本時の展開(15／27)

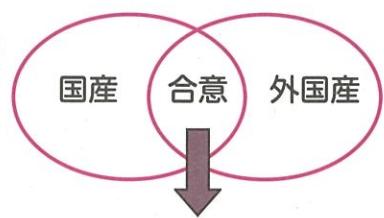
過程	指導内容	学習活動	指導形態	指導上の留意点	教材・教具等
導入	学習課題の設定	○資料をもとに、学習課題を設定する。	一斉		資料
		みんなの幸せのために、これからの日本の食料について考え方話し合おう。			
	仮想の場面設定についての把握	○話し合いの課題となる設定条件について確認する。	一斉	・自分の立場を明確にし、考えをもたせる。	ワークシート
		【場面設定】 これからの日本の食料の政策について、「国産を推し進める意見と、外国産を推し進める意見」を調整、検討することになりました。みんなの幸せのために、さあ、どうすれば良いか。			
展開	自分の立場や考え方の確認	○課題について自分の考えを出し合う。	個別	・それぞれの立場を明確にして考え方を主張させる。	
	話し合い活動 ①それぞれの立場での主張	○特に消費者、国内生産者、外国生産者等それぞれの立場に立って考え、お互いの考え方や意見を主張する。	グループ 一斉	・全体の場で意見を出しやすくなるよう、小グループで意見交流させる。 ・意見を黒板上で整理し、様々な立場があることや、同じ立場でも異なる意見があることを捉えさせる。	
	【考え方られる立場】 消費者、国内の生産者、外国の生産者等				
	話し合い活動 ②政策推進者の立場での調整	○「様々な立場が見えてきました。それぞれの利害についてよく考え、これからの日本の食料についてどうすれば良いか、政策推進者として考えをまとめよう。」 〈予想される児童の意見〉 ・どの立場にも望ましいことと望ましくないことの両方をつくる。(平等にする) ・お互いの良さを残す。 ・少ない立場の人の意見も大事にする。 ・お互いのデメリットを解消する努力をする。	一斉	・それぞれの立場の主張を確認させる。 ・方法や考え方の選択にならないよう留意する。 ・様々な立場の意見や考え方を尊重し、「公正」に考えができるように、助言をしたり握りをかけたりする。 ・政策を考える場合、意見対立の部分をどうすると解消できるのかについて考えさせ、ベン図を活用して合意形成へのアプローチをかける。	
まとめ	話し合い活動のまとめ	○話し合い活動のまとめとしてこれからの日本の食料について考える上で、大切なことは何か考える。	個別	・様々な立場の利害について考えることが「公平・公正」の視点であることを理解させる。 ・合意形式の大切さや難しさについて考えさせる。	ワークシート

板書計画

「どうする？みんなの食料」

みんなの幸せのために、これから日本の食料について考え方話し合おう。

	国産	外国産
国内生産者	◎守られる ●生活仕事(農業)	▲守らなくなって困る
消費者	▲減ってしまう ○今までよい ●味や種類	○豊富になる ●価格
外国生産者・関連業者	●安心	●安全性
	●やさしい	●環境(フードマイレージ)
	▲減っていく	●収入



- ・どの立場にも望ましいことと望ましくないことの両方をつくる（平等）
- ・お互いの良さを残す
- ・少ない立場の人の意見も大事にする
- ・お互いのデメリットを解消する努力をする

話し合いのまとめ

- ◎いろいろな立場の利害について考える。
- ◎全ての人が利害の調整について納得できることを目指す。

よりよい生活や社会へ→

資料



〈学習の流れ〉

- 1 自分の考えを書く。
- 2 話合い①
「消費者」「国内生産者」「外国生産者」等それぞれの立場に立って考え、お互いの考え方や意見を主張する。
- 3 話合い②
出てきた意見をもとに、今度は全員が政策推進者としての立場となり合意形成を目指す。
- 4 学習のまとめ

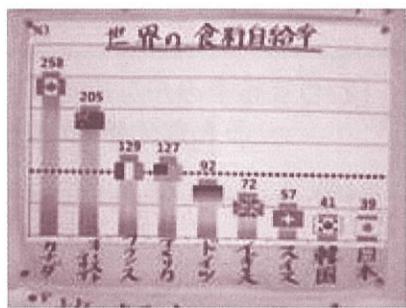
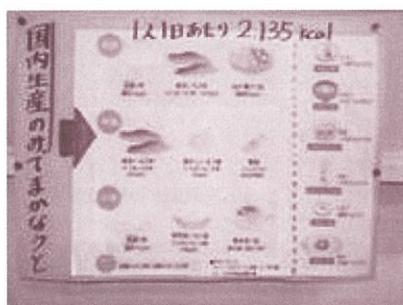
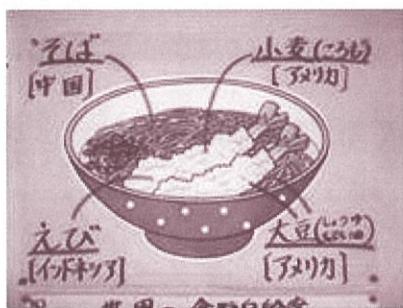
〈仮想場面〉－政府の会議－

これからの日本の食料の政策について、「国産を推し進める意見」と「外国産を推し進める意見」の調整そして、検討することになりました。みんなの幸せのために、さあ、どうすれば良いか。それぞれの立場の人からは、いろいろな意見が出てきそうです。



この問題について、いろいろな立場の人の様々な意見や主張をどのように調整するとより良い政策ができるでしょう。

○本時までに提示した資料



ワークシート

5年 総合的な学習の時間

「フードアクション長法寺」

どうする？みんなの食料

【場面設定】～政府の会議～

これから日本の食料のために、国の政策として、「国産を推し進めるべきか、外国産を推し進めるべきか」について検討することになりました。みんなの幸せのために、さあ、どうする。



1 みんなの幸せのためにどうする？あなたの考えを書きましょう。

2 今日の学習で「大切」だと感じたことを書きましょう。

感想

学習をして大切だと思ったことは、みんなの幸せです。みんなが幸せになるためには考えがあったけど、どちらかが得をすればどちらかが損をするので、「みんなが幸せになるために」を考えるのはとても難しいことだと思いました。

誰もが幸せになるように行動するのはとても難しいと思いました。だから、どうすればいいのか、もっとたくさんの人の考えを聞きたいと思いました。

誰もが安い・安心というだけで買うのではなく、みんなが「みんなの幸せ」についてもっと深く考えなければならないと思いました。このことは、政府だけが考え、決めることではなく、国民みんなが考えるべきだと思いました。

誰かが得をすれば誰かが損をするので、みんなが平等に得をするのはしないの技だと思いました。そのために大切なのは、誰が得をするかではなく、誰かが損をしないかで考えることが大事だなと思いました。

自分たちでいろいろなことを考えて決めようとするのはとても難しかったです。政府で国の人を決めている人たちも、こんな風に選ぶことにも迷って大変なんだろうなと思いました。

片方のことばかり考えると、どちらかは幸せだけど、逆に反対側は幸せじゃなくなることがわかりました。だから、それぞれの立場をしっかりとと考えることが一番大切だと思いました。



○ 第3学年 社会科 「選挙の基本原則」

指導のねらい

民主的な選挙のルールを考えさせることを通して、選挙の四原則（普通選挙、平等選挙、直接選挙、秘密選挙）の意義についての理解を深めさせます。

児童生徒の発達の段階との関連

中学校段階では、周囲との関係性を重視するために、自分の意見を積極的に他者に伝えてお互いに理解し合うことを避ける傾向が強くなります。また、自分と社会との関係について実感がもちにくいことから、社会に深く関わることを避けることもあります。そこで、社会科において選挙のしくみを題材にして公正な選挙の在り方や投票の必要性を考えさせることで、自分達一人一人の考えが社会の合意形成につながるということを理解させ、選挙の大切さを実感し、積極的に選挙に参加しようとする態度を育成します。また、選挙にはルールがあり、それが社会の公平・公正につながっているということも理解させます。

指導内容

〈導入〉・実際に使用されている投票箱や投票用紙と明治時代の投票用紙を比較することで、実際の投票の様子に関心をもたせます。

〈展開〉・明治時代と現在の投票の違いを比較させ、明治時代の投票の問題点に気付かせます。
 ・「民主的な選挙にはどのようなルールが必要か。」を考えさせます。その上で、「なぜ、選挙にはどのようなルールが必要なのか。」を考えさせます。その後、班で話し合いを行い民主的な選挙の大原則である「選挙の四原則」への理解を深めます。また、学校での選挙でも「選挙の四原則」をもとに、民主的に行われていることに気付かせます。

〈まとめ〉・選挙のルールを「選挙の四原則」をもとに確認し、民主政治における「公正な手続き」に基づく選挙の大切さについて理解が深まるように指導をします。

既習内容との関連

第1・2学年の社会科（歴史的分野）の中で、社会全体の意思を反映する政治のしくみや選挙権の獲得の歴史については既に学習している。第3学年の社会科（公民的分野）で改めて「民主政治とは何か」について学ぶことになる。この単元で、選挙のしくみについて学習し公正な選挙の在り方について理解を深める。特に、選挙の四原則（直接・普通・平等・秘密）をもとに選挙のルールを理解させ、「手続きの公正」について理解を深める。

今後の学習内容との関連

選挙のしくみについて学習することで「公正な選挙とは何か」について理解が深まるようになっている。そして、このことを自分達の学校生活における各学年・各学級でのリーダー選出にも関連させて、より良い学校生活をみんなで協力して築いていく実践につなげる。今後、全校のリーダーを選出する「生徒会選挙」において、八幡市の選挙管理委員会より貸与された投票箱を用い、投票することで選挙にはルールがあり、公正に行われるべきものであることを実感させる。特に、自分達一人一人の考えが学校全体の合意形成につながることを理解させ、ルールを守って投票することで、協力してより良い学校生活を作っていくこうという行動につなげていく。

社会科學習指導案(協力、公平・公正)

1 対象学年 第3学年

2 単元名 現代の民主政治

3 単元目標

国民の積極的な政治参加が議会制民主主義を支えていることに気付き、民主政治を守り発展させようとする意欲と態度を養う。特に、政党の役割や選挙制度、世論などについて多角的に考察し、望ましい政治参加の在り方について自分の考えを表現することができる。

政党や選挙に関する資料を新聞記事やインターネットなどから収集し、政治の動向や課題をメディアリテラシーの視点も含めて把握することができる。

政治が果たす役割や多数決の原理、選挙のしくみ、政党や世論の役割について理解することができる。

4 単元指導計画(全6時間)

次	時	指導内容	学習活動	指導上の留意点
一	1	民主主義と政治	○民主主義とは何か、政治の目的は何かということを理解する。	○民主主義による政治には何が必要かを考えさせる。
二	2	政党と政治	○政党が国民と議会を結びつけており、民主政治において欠くことができないことを理解する。	○政党が人々と政治を結ぶパイプの役割を果たしていることに気付かせる。
三	3 	選挙の基本原則 本時	○選挙の四原則（普通・平等・直接・秘密）はなぜ必要かを考える。	○選挙の基本原則から公正な選挙の在り方について理解を深めさせる。
四	4	選挙制度と選挙の課題	○選挙制度を理解するとともに、選挙の課題について実態から理解する。	○選挙制度のしくみのあらましを理解させる。 ○具体的な事例から選挙の課題を把握し、選挙の原則の重要性に気付かせる。
五	5	模擬選挙	○活動を通して、選挙の基本原則への理解を深める。	○投票箱を用いて模擬選挙を行うことで、選挙は公正に行われるべきものであることを実感させる。
六	6	政治参加と世論	○選挙以外の様々な政治参加の方法について事例を通して理解する。	○公正な世論形成のためのマスメディアや一人一人の在り方について考えさせる。

5 本時の目標

選挙のルールとその意義について考える。(社会的な思考・判断・表現)

6 本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導形態	指導上の留意点	教材・教具等
導入	実際の選挙の様子	○実際の選挙がどのように行われているのか知る。 ○明治時代の投票用紙の画像を見る。	一斉	・実際に使われている投票箱や投票用紙を示すとともに、明治時代の投票用紙をPCの画像で示し、現在の選挙ではどのような工夫がされているのかを考察させ、選挙のルールに関する問題意識をもたせる。	投票箱 投票用紙 PC
選挙のルールとその意義について考えよう。					
展開	明治の選挙との違い	○「現在の投票所の様子」の写真とビゴーが描いた「帝国議会開設当初の投票風景」を比較して、その違いを見付ける。	個別 一斉	・帝国議会開設当初の選挙資格を既習事項の歴史的分野から振り返らせる。	
	選挙のルール	○明治時代の選挙の問題点は何かを考える。	個別 一斉	・明治時代と現在の投票風景を比較させ、その違いから考えさせる。また、何故、変化したのかもあわせて考えさせる。	ワークシート
		○「民主的な選挙にはどのようなルールが必要か」を考える。 ○「何故、選挙にはそのようなルールが必要なのか」考えて班で話し合う。	個別 グループ	・ルールがなければ、どのようなことが起こるのかを考えさせる。特に、権力をもつ人や金持ちなど一部の人の意見で物事が決められることになり、結果一部の人のみが幸福となる可能性があることに気付かせる。	ワークシート
開拓	選挙の基本原則	○「選挙の四原則」について理解する。	一斉	・生徒が気付いた「選挙のルール」と「選挙の四原則」（普通、平等、直接、秘密）を関連させて公正な選挙の大切さを理解させる。	
	身近な選挙	○学級体制決めの選挙や生徒会選挙が「選挙の四原則」に適っているかを確認する。	一斉	・身近な選挙も民主的に行われていることに気付かせ、公正な選挙の大切さを確認させる。	
まとめ	振り返り	○本時の学習から考えたことをまとめる。	一斉	・選挙は国民が政治に参加する貴重な機会であること、「選挙の四原則」があることで選挙における「手続きの公正」が維持されていることを確認させる。 ・公正が維持されないと様々な対立が生じる可能性があることをおさえる。	ワークシート

板書計画

選挙のしくみと課題

本時のめあて 選挙のルールとその意義について考えよう。

- 現在使用されている投票箱や投票用紙には、どのような工夫があるだろう。
 - ・丈夫にできている。 ・中が見えない。 ・投票箱にカギがかかっている。
 - ・投票用紙は折りたたんでも自然に開くようになっている。
- 明治時代の選挙にはどのような問題点があるだろう。
 - ・女性には選挙権がない。 ・警察に監視されている。
 - ・誰が誰に投票したかが分かってしまう。 ・財産（納税額）で制限されていた。
- 選挙にはどのようなルールが必要だろう。
 - ・収入や財産、男女の差に関係なく誰でも投票できる。 → 普通選挙
 - ・一人一票 → 平等選挙 ・自分自身で投票する。 → 直接選挙
 - ・誰が誰に投票したのか分からぬ。 → 秘密選挙
- 何故、選挙にはルールが必要なのだろう。

(生徒の意見)

 - ・一部の人の意見だけが取り上げられることになるから。
 - 一部の人とは・・・財産のある人、男性、地位のある人
 - ・思っていることを表明できないから。
 - ・権力者や他人に干渉されることなく、自分の意見で投票できるから。

資 料

・投票箱と投票用紙

八幡市選挙管理委員会から実際の地方選挙で用いる投票箱と投票用紙を貸与してもらい、それを使って生徒達の関心を高めることに努めた。また、社会科の授業だけではなく、生徒会選挙において選挙管理委員の立ち会いのもとで、全学級で投票箱を用いて投票を行った。

ワークシート

3年生社会科 公民 資料プリント 「選挙の基本原則」

()組 ()番 氏名()

本時のめあて：選挙のルールとその意義について考えよう。

1 明治時代と現代の選挙の違いは何だと思いますか。自分の考えをまとめましょう。

・
・
・

2 明治時代の選挙の問題点は何だと思いますか。自分の考えをまとめましょう。

・
・
・

3 民主的な選挙には、どのようなルールが必要だと思いますか。自分の考えをまとめましょう。

・
・
・
・

4 何故、選挙にはそのようなルールが必要なのでしょうか。自分の考えをまとめて、班で話し合ってみましょう。

(自分の考え方)

(班で出た意見)

・
・
・
・
・

5 本時のまとめ(選挙の意義について記入してください。)

感 想

- 各班で「選挙のルール」について話し合をさせる中で、投票に行くことで自分の考えが政治に反映されることが理解でき、有権者になれば「投票に行く」ことが必要だということが理解できた。
- 投票をしなければ、自分達の意見が反映されることがないことも理解できた。

〈生徒の意見〉

- 前の授業で民主主義について勉強して、多数決も不完全であることを知りました。多数決では、多数派の意見に少数派の意見が反映されないことがあるということも知りました。特に、今回のこの選挙の授業からその意味の深さがよく分かりました。又、「選挙の四原則」がないと公正な選挙が行われないということが理解できました。
- 今日の授業で、明治時代と現在では選挙のルールが随分違うことが分かりました。一部の人しか投票ができない時は、以前に学習した民主政治が行われていると言えないと思います。だからこそ、今は選挙にはルールが必要であることが理解できました。また、そのルールで選挙が行われていることがよく分かりました。
- 今日、選挙のルールについて学習したけれど、今、明治時代のままのルールだったらどうなっているのかなあと思いました。「選挙の四原則」はとても大切だということが分かりました。
- 投票箱は、実際に目にすると自分が思っていたよりも随分大きくしっかりとしていると思いました。実際に使われている物を使って投票することで選挙の雰囲気を知ることができました。
- 今日の授業で自分が選挙に実際に参加できるようになったら、みんなのことを考えてくれる人に投票したいと思いました。
- 今まで選挙について深く考えたことはありませんでした。けれど、今はもう18歳で選挙権をもてるようになったので、決して自分と関係のない話ではなく、むしろ身近な話だと思いました。
- 私達も将来、政治に参加することになりますが、何が正しく何がダメなのかということを自分の信念のみで考えていかなければいけません。そのためにも、選挙の四原則は大切だということがよく分かりました。

亀岡市立大井小学校

知識 ★ 能力 ★ 態度 ★

○ 第2学年 道徳 「ルールの大切さ～ごみの分別を通して～」

指導のねらい

ごみの分別を通して、社会の一員として協力することの有用性に気付くとともに、みんなで協力するためには“ルール”が必要であることを体験的な学習を通じて学ばせます。

児童生徒の発達の段階との関連

2年生の発達の段階においては、まだ自己中心性が強く、自分勝手な行動をとってしまうことが多い時期です。一方、この時期は、「規範意識」の基礎形成期でもあり、みんなで協力すれば大きな力や利益が生まれること、みんなが具体的に協力していく場面では、約束やきまりが必要なことを、身近な社会生活における出来事等から体験的に学習することが大切です。

指導内容**〈導入〉**

- ・ごみの分別が身近な問題として感じられるよう、日頃の家庭での様子を話題にして、活動に対する興味付けを行います。

〈展開〉

- ・グループに分かれて、グループ毎にごみの分け方を考えて、ごみの分別を行います。
- ・ゲストティーチャー（亀岡市環境事業公社）から話を聞き、亀岡市のごみの分別ルールを使って、あらためてごみの分別作業を行います。

〈終末〉

- ・学習を通して感じたこと（協力の有用性）や気付いたこと（ルールの大切さ）を振り返ります。

既習内容との関連**【生活科】「がっこうとともにだち」**

「みんなのこうえんであそぼう」

「みんながつかう場しょに行ってみよう」

- ・ルールや時間、マナーを守りながら、友達と仲良く探検したり、発表し合ったりする。

【特別活動】「学級目標づくり」

- ・仲良く助け合い、学校生活が楽しくなるような学級の目標やルールをつくる経験を通して、協力することの良さを学ぶ。

【体育科】「おに遊び」

- ・きまりや約束を工夫して決め、みんなと仲良くおに遊びをする。

今後の学習内容との関連

「児童が成長する」ということは、社会や集団の様々な規範を身に付けていくことでもある。今後も、発達の段階にあわせて、約束やきまりを守り、力を合わせて生活することで、みんなが気持ちよく生活できるということを体感できる場面を、計画的に実施していくことが大切である。

その過程で公徳心を養い、さらに社会の法やきまりのもつ意義について考えさせ、それを遵守し、自他の権利を尊重するとともに、義務を大切にする心情を育成していく。

道徳学習指導案

1 対象学年 第2学年

2 主題名 「ルールの大切さ～ごみの分別を通して～」(規則の尊重・公徳心)

【小学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編より】

1 内容項目の概要

社会の法やきまりのもつ意義について考えることを通して、法やきまりが、個人や集団が安全にかつ安心して生活できるようにするためにあることを理解し、それを進んで守り、自他の権利を尊重するとともに義務を果たすという精神をしっかりと身に付けるように指導する必要がある。

2 指導の要点(第1学年及び第2学年)

身の回りの公共物や公共の場所の使い方や過ごし方についてどうするのが良いのか、そしてそれはなぜなのかといった理解は十分とは言えない。

指導に当たっては、身近な約束やきまりを取り上げ、それらはみんなが気持ち良く安心して過ごすためにあることを理解し、しっかりと守ろうとする意欲や態度を育てることが大切である。

3 本時の目標

ごみの分別を通して、ルールの大切さに気付き、みんなできまりを守り気持ち良く生活しようとする態度を育てる。

4 本時の展開

過程	学習内容	発問と予想される児童の反応	指導上の留意点	教材・教具等
導入	本時の活動を知る。	<p>○今日は『ごみの分け方』について考えます。みんなの家では、どのようにごみを分けていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃えるごみや燃えないごみ ・ペットボトルや牛乳パックはお店を持って行く。 ・アルミ缶とスチール缶 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別が身近な問題として感じられるよう、日頃の家庭での様子を話題にし、本時の学習活動に対する興味付けをする。 ・家庭での様子について聞く際には、児童の状況を十分に配慮する。 	単元名 フラッシュカード
展開	<p>グループごとに実際にごみの分別をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分けるごみを確認する。 ・班ごとにごみの分け方を話し合い、実際に分別する。 <p>班ごとに結果を発表する。 (結果は班毎にタブレットで撮影し、プロジェクトで提示する。)</p>	<p style="text-align: center;">どうしてルールがあるのかな？</p> <p>○ごみをどのように分別しましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃えるごみと燃えないごみ ・飲み物のごみとその他のごみ ・家で捨てるごみとお店を持って行くごみ ・アルミ缶とスチール缶 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由に分けると、色々な分け方になることに気付く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より身近な問題として、イメージをもって考えられるように、実際にごみを用意し、理解を助ける。 ・分け方について、そう思った理由を明らかにさせる。 ・自由に分けると、色々な分け方になることに気付かせる。 ・分別の基準が異なることで、ごみの分別作業がうまく機能しないことを押さえる。 	サンプルごみ ごみカード タブレット

		<p>○みんなが色々な出し方をした らどうなるだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あかん！ ・ごみを集めてもらえない。 ・あぶない！ <p>○なぜ、「あかん」「あぶない」 のですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別の意味がない。 ・スプレー缶やガラスで収集し てくれる人がけがをする。 <p>○亀岡市ごみ博士から、亀岡市 の分別方法について、アドバ イスを受けよう！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀岡市の分別方法を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直感的、感覚的に出された 意見を深める。 ・ルールに基づいて、分別収 集されることで、様々な利 益が生み出されることに気 付かせる。 	プロジェクト
展開	<p>ゲストティーチャーの話を 聞く。</p> <p>○亀岡市の分別方法で分 ける。</p>	<p>○亀岡市のごみの分け方で分け てみましょう。</p> <p>○どちらが分けやすかったですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールがあると簡単に分けら れた。 ・迷うことなく分別できた。 ・どの班も同じように分けられ た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒントカードを使ったり、時 間を測定することで、ルー ルがあると分別しやすいと いうことを実感させ、本時 のねらいに迫る。 ・分け方を比べ、ルールの良 さに、視点を向けさせる。 	分別ヒン トカード
終末	<p>○本時の学習を振り返り、 気づいた価値について の考えを深める。</p>	<p>○今日の学習で感じたことや気 付いたことを書きましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなで同じように分別する ためには、ルールが必要だ。 ・ルールを守ってゴミを出そ うと思った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達の意見を聴き、さらに 価値に対する考え方を深めさ せる。 	振り返り シート

板書計画

◎どうしてルールがあるのかな？

- ・ごみを2つのグループに分けます。どのように分けますか。

[ゴミの分けかたとルール]

各班の分別結果

タブレットで撮影
プロジェクターで投影

- | |
|-----------------------|
| 1班 もえるごみ もえないごみ |
| 2班 のみもののごみ そのほかのごみ |
| 3班 もえるごみ もえないごみ |
| 4班 家ですてるごみ お店を持って行くごみ |
| 5班 もえるごみ もえないごみ |
| 6班 もえるごみ もえないごみ |

1班 3班 5班 6班の分けたものにちがいがある。

[今日の学習で感じたこと]

みんなで同じように分別するためには、ルールが必要だ。
ルールがあるとまちがえずに早く分けられた。

資料



【ごみが描かれたごみカード】



【分別ヒントカード】

学習の様子

**空き缶や生ごみ
カードで“分別”**

ルール大切さ学ぶ体験学習

龜岡・大井小

ごみの分別を通して
ルールの大切さを学ぶ
体验学習が4日、龜岡

市大井町の大井小で開
かれた。児童は、空き
缶や生ごみなどが描か
れていたカードを使って分
け方を考え、ルールの
大切な実感してい

2年生約30人が参加
した。まず自分たち
の考えを基に、18種類
のごみを描いたカ
ードを分別した。その後、
再資源化ごみの一覧
表を参考にカードを
分け直した。児童は
た。

同小は本年度、府教
育委員会の「法やル
ールに関する教育」の
モデル校に指定されて
いる。環境教育の普
及を図る市環境事業
公社の協力で7月か
ら、リサイクルやごみ
分別を題材にした体
験学習に取り組んでい
た。

ごみを描いたカードで分別の仕方を考える児童たち
(龜岡市大井町・大井小)

平成27年9月5日(土) 京都新聞朝刊

(芦田恭彌)
「ルールがあると早
くできた」「みんな同
じように分けられた」
などと話し合ってい
た。



ゲストティーチャーによる助言を受けている場面



班ごとに分別結果を発表している場面

振り返りシートより

ルールをまもらないとたいへんなことになるとはじめてききました。これからは、もえるごみ、もえないごみをいれまちがえないようにいれて、まわりをきれいにしたいです。

これからうまれかわるものと、うまれかわらないものをわけてごみばこにいれたいと思いました。ルールをしらなかつたときとルールをしつたときで、ぜんぜんちがうということがわかりました。

でんちがうまれかわるものだときいて、びっくりしました。これからもルールをまもりたいです。いえでごみをわけるから、それをつづけていって、ルールをずっとまもっていきたいです。

ごみのわけかたがわかりました。ルールはみぢかで、大切なものだとわかりました。でんちはうまれかわるんだなあと思いました。

ごみをするときは、まちがえないようにしたいと思います。ごみのことがいろいろわかりました。

参観者の感想(今後の実践に向けて)

スプレー缶のことで、ルールを守ることはゴミ収集に関わる人達の「命を守る」という視点に気付いた児童があり、「それぞれの基準でゴミを入れたら爆発する。」という発言があった。この発言を取り上げることで、ルールは「集団の命や安全を保障するもの」という、ルールの意義についての考えをさらに深めることができると感じた。

児童が生活体験を踏まえて授業に参加できること、地域人材を活用しやすい授業展開であること、社会科での展開も十分に期待できる内容であった。

児童は生活体験の中でゴミ分別に関する体験があり、分別されたゴミの再利用についても、ペットボトルが服になったり、乾電池が鉄と肥料になることを知っているなど、本時学習指導案での児童理解を、良い意味で修正する必要があった。

「亀岡市のゴミ博士」がゲストティーチャーとして登場し、「生まれ変わるゴミ」と「生まれ変わらないゴミ」についてや亀岡市の分別ルールを説明され、ルールを知ることで、「効率よく」「自分たちの生活を豊かに」「新しいことにつながる」をキーワードに助言された。本授業の振り返りにおいて、ルールを消極的なものとしてではなく、積極的に実践していくこうとする子ども達の姿勢が印象的であった。

舞鶴市立中舞鶴小学校

知識 ★ 能力 ★ 態度 ★

○ 第4学年 特別活動 「スポーツをテーマにルールについて考えよう」

指導のねらい

児童生徒にとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものであり、公平・公正や協力について考えさせるのに効果的です。

この授業では、大会や試合を行う際、柔道やボクシングなどのように、体重の近いもの同士を対戦させるという体重別階級制の規定を設けているスポーツについて、「なぜ、このような規定があるのか」というように、そのルールが作られた目的を話し合わせて、ルールやきまりの必要性や妥当性について公平・公正の視点から考えさせることをねらいとしています。

児童生徒の発達の段階との関連

3・4年生の段階では、他者の反応を意識し始めるため、今までのきまりや規範を否定する時期です。与えられたルールをただ守ることが大切だと教え込むのではなく、ルールの必要性を考えさせたり、実感させたりすることで、児童は獲得したルール観に基づいた行動を実際に行うようになります。

指導内容**〈導入〉**

- ・オリンピックや世界選手権などの公式戦を例にして、体重別階級制で試合を行うスポーツがあることを確認します。

〈展開〉

- ・なぜ競技によっては公式戦で体重別階級制のルールがあるのかを話し合います。

「体格による極端な有利・不利がないか」「安全に試合ができるか」「フェアプレイの精神に反していないか」

などの視点を児童に与えて考えさせます。

〈まとめ〉

- ・各班から出た意見を振り返る中で、ルールの必要性や妥当性に気付かせます。

既習内容との関連**〈特別活動〉**

学校のきまりについて考える学習

〈道徳〉 「雨のバス停留所で」公徳心**〈体育〉 ネット型ゲーム**

(ルールをつくったり、工夫したりする学習)

今後の学習内容との関連

体育科「ベースボール型ゲーム」で、より良い競技にするためのルールづくりや、試合中のフェアプレイの精神につなげていきたい。また、授業の中で考えて終わりではなく、日常の生活の中で出合う、規則やきまりについても、「何のためにあるのか」という視点で考えることができるよう、子ども達に問題意識をもたせることが必要である。

特別活動学習指導案(公平・公正)

- 1 対象学年 第4学年
- 2 単元(題材名) 「スポーツをテーマにルールについて考えよう」
- 3 本時の目標 ルールやきまりが必要な理由や妥当性について、公平・公正の視点から考える。
- 4 本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導形態	指導上の留意点	教材・教具等
導入	自分の考え方の発表	<ul style="list-style-type: none"> ○公平ということについて交流する。 ○今回の授業では、オリンピックなどの公式戦を例に考えることを確認し、自分が知っているオリンピックの競技について発表する。 	一斉	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道、ボクシングなどの競技は体重によって階級が分かれていることを確認しておく。 	
展開	めあての確認	なぜ体重別階級制のルールがあるのだろうか？			
	班での話し合い	<ul style="list-style-type: none"> ○なぜ競技によっては、公式戦で体重別階級制のルールがあるのか、話題にする競技を2つ決めて班で話し合う。 ・競技によっては、体格が違えば極端に有利・不利がある。 ・体格に差があるとけがが多くなる。 ・一方的な試合展開で見てい面白くない。 ・競技によっては、試合をする前から、勝ち負けが分かってしまう試合がある。 	グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートに沿って話し合いを進める。 ・話し合いがうまく進んでいない班にはヒントカードを用意する。 	ワークシート ヒントカード
	意見交流	○班ごとに出了考えを発表し、他の意見からの気付きを交流する。	一斉	・個人の特性を考えてまとまりを作ったり、制限をかけたりすることが、公平・公正や安全につながっていることを伝える。	
まとめ	振り返り	○今日の学習で考えたことや、感じたことを書く。	個別	・個性には違いがあり、一人一人の能力や適性に応じてルールやきまりをつくることが「公平・公正」につながることに気付かせる。	

板書計画

板書例

〈スポーツをテーマにルールについて考えよう〉

◎なぜ体重別階級制のルールがあるのだろうか？

公平とは $\left\{ \begin{array}{l} \text{みんないっしょ} \\ \text{みんな同じにすること} \end{array} \right.$ ルールがつくられた目的を考えよう。



- どんな場合もそうだろうか？
- ・体の大きい人が有利
 - ・けがが増える。
 - ・一方的な試合になってしまう。
 - ・体格で有利不利があつてはだめ。

色々なスポーツ

- | | |
|--------|--------|
| ・バスケット | ・レスリング |
| ・バレー | ・柔道 |
| ・水泳 | ・ボクシング |
| ・体操 | ・重量挙げ |

個人の特性、能力を考えてまとまりをつくったり
制限したりする。



公式戦の体重別階級制のルール

安全 条件の平等

資料

(1) アンケート作成

「法やルールに関する教育」の授業や、その考え方を生かした教育を学校で実施する際に、「どのような力を児童に付けていけばいいのか」「児童の課題はどこにあるのか」をアンケートによって調べ、その分析結果を授業づくりに生かそうと考えた。

設問は「手続き」「配分」「権威」「仕事の分担」「児童のルール観」の5項目で、児童が普段考えていることをそのまま記述できるように、学校生活の場面や、日常生活の場面を想定した設問を作成した。

(2) アンケート結果より分析した今後必要な指導

アンケート結果より、本校の児童の課題が分かつてき。どんな場合にでも、均等に配分することが「公平・公正」な分け方であると考えている児童が多く、高学年に上がるにつれ、その割合が高くなる傾向がある。じゃんけんやくじ引きで決めることも公平な決め方であると考えている児童も多い。個性や能力等には違いがあり、場面や集団によってそれらを最大限に発揮できる環境づくりが必要である。そのことに気が付き、認めた上で判断し、行動できる児童を育てる必要があると感じる。

廊下を走ってはいけないという規則があるが、「その規則を破ることについてどう思うか」という問い合わせに対して、全校児童の9割以上の児童が悪いことと答え、さらにどんな理由があつてもその規則を破ってはいけないと答えた児童がほとんどであった。しかし、児童の普段の生活を見ていると、ルールを無視して廊下を走り、けがをする児童もいる。「ルールはなぜ必要なのか」「ルールがつくられた目的は何なのか」を考えさせる指導が必要である。

アンケート

年 組 名前()

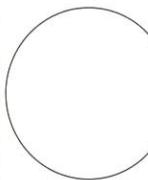
(4) なぜ、そうやって分けましたか。そう思った理由を書きましょう。分けられないと思つた人も理由を書きましょう。

問1

- (1) あなたが、休み時間に、ドッジボールをしてはどうと思つて、ドッジボールコートに行くと、他のクラスの人も集まつていきました。選れるドッジボールコートは1つしかありません。あなたならどうしますか。() の1つに○をつけましょう。
- () 草くドッジボールコートに着いて人が、コートを使ふ。
 () じゃんけんで勝った人がコートを使ふ。
 () 話し合つてどちらが強いかを決める。
 (2) そう思った理由を書きましょう。

問2

- (1) 3時のおやつに、ケーキを食べることになりました。あなたと、Aさん、Bさんの3人で、1つの大きいホールケーキを分けて食べます。あなたなら、どう分けますか。図のケーキに線を引いて書きましょう。どう悩んでも、分けられないと思つた人は、() に○をつけましょう。



丸いケーキを上から見た図。 () 分けられない

しよう。

- (2) なぜ、そうやって分けましたか。そう思った理由を書きましょう。分けられないと思つた人も理由を書きましょう。

問3

- (1) クラスのリーダーを男女ひとりずつ決めることになりました。やりたい人が、クラスのみんなに聞いてみたところ、「男の子3人、女の子2人がやりたいと言いました。この中からリーダーを決める時に、どうやって決めればいいと思ひますか。() の1つに○をつけましょう。

- () くじ引きで決める。
 () ジャンケンをして決める。
 () みんなで投票して決める。

(2) それは、なぜですか。そう思った理由を書きましょう。

問4

- (1) 学級の烟に花の種を植えたので、水やりを毎日することにしました。やはりは、だれがすればいいと思ひますか() の1つに○をつけましょう。

- | | | |
|-----|-----------------------|-------------------|
| あなた | <input type="radio"/> | 日直が水やりをする。 |
| Aさん | <input type="radio"/> | 寮が近い人が水やりをする。 |
| Bさん | <input type="radio"/> | 早く学校についた人が水やりをする。 |

- (2) それは、なぜですか。そう思った理由を書きましょう。

問5

- (1) ろうかを走ることは、わるいことだと思ひますか。ある日Cくんは、教室から体育館まで走つて行った。

- (1) ろうかを走つことは、わるいことだと思ひますか。() に1つ○をしましょう。
- () とてもわるい
 () 少しわるい。
 () どちらともいえない。
 () あまりわるくない。
 () ゼんぜんわるくない。
- (3) また別の日、3時のおやつに、あなたと、Aさんと、Bさんで1つの大きいホールケーキを分けて食べることにしました。分ける前に、「Aさんは、起きあがから何も食べていない」「Bさんが、まるいケーキをひとりで作ってくれた」ということが分かりました。あなたなら、どう分けますか。図のケーキに線を引いて書きましょう。どう悩んでも分けられないと思つた人は、() に○をつけましょう。

- あなた
 Aさん…起きあがから何も食べていない。
 Bさん…まるいケーキをひとりで作ってくれた。



まるいケーキを上から見た図。

- (2) わけがあれば、ろうかを走つてもしかたがないと思ひますか。() に1つ○をしましょう。

- () わけがあればてもよい。

- (3) わけがあればいいと答えた人に聞きます。
 わけがあればとは、どんな時ですか。書いてください。

ワークシート

① オリンピックなどの公式戦において、体重別階級制たいじゅうべつかいきゅうせいのあるスポーツ

② どうして競技たいじゅうによっては、公式戦で体重別階級制たいじゅうべつかいきゅうせいを取り入れた競技があるのでしょうか。いくつかのスポーツを例に考えてみましょう。

(I.) 班で考えたことを書きましょう。

(II.) 班で考えたことを書きましょう。

今日の授業を通して考えたこと、感じたことを書きましょう。

感想

授業後の児童の感想より

- ・この授業を通して、公平といつても、みんな同じにするわけではないのだなと思いました。危険がないように、ルールがあると思いました。ルールがあってよかったです。
- ・ルールがないと、けがをしたりする可能性があったり、はじめから選手の力の差もあったりするから、公平というのは大切なことだと思いました。
- ・わたしたちは、何も考えずにスポーツを当たりまえのようにやっていました。安全にできるのはルールがあるからだと思いました。ルールをみんながしっかり守って試合をすると、けがをしにくくなつていいと思いました。
- ・ルールがあるから、お互いが対等に試合ができる、けがも少なくなる。試合も楽しくなるから、ルールはみんなを守っていると思いました。ルールを守りたいです。
- ・初めから有利、不利があったら、悔いなく戦えないから、体重や体格が同じ人と試合をした方がいいと思いました。

成果と課題

自分なりの考えをもって話合いに参加する様子がみられた。色々な考え方の友達と話し合う中で、考えをまとめていくという経験ができたのではないか。

今回の授業では、極端な条件の差をなくしたり、安全に競技をしたりするために、体重別階級制のルールがあるということを児童に考えさせたかった。授業後の児童の感想を読んでみると、「安全」という視点で自分の考えを書いている児童が大多数で、「極端な条件の差をなくすためにある」という視点で書いていた児童は少数であった。意見発表の中で、極端な条件の差に注目した意見を丁寧に拾い上げ、再び児童に投げかけることで「条件の平等」について、児童の理解がさらに深まるのではないか。

発達の段階によっては、さらに深めどころをつくって児童に考えさせるという授業の展開も考えられる。「すべての条件を均等にして競技することは現実的に可能かどうか」「体重別階級制のないスポーツでは、選手の体格に差がある。筋力の差もある。そのことについてどう思うか」などが、深めどころになるのではないかだろうか。

スポーツをテーマにした「法やルールに関する教育」においては、スポーツ経験の有無や、スポーツに対しての興味関心の差で、具体的な競技の場面を想像し、積極的に話合いに参加できる児童と、そうでない児童が出てくることが予想される。事前に試合の動画を見せることや、体育や遊びの中で実際に経験させることで、どの児童もイメージをもちやすくなり、話合いへの積極的な参加につなげができるのではないかだろうか。

京丹後市立久美浜中学校区

京丹後市立久美浜中学校
京丹後市立久美浜小学校
京丹後市立高龍小学校
京丹後市立かぶと山小学校

知識 ★ 能力 ★ 態度 ★

○ 中学校 第1学年 特別活動 「インターネット上のルールやマナー」

指導のねらい

ICTの発展に伴い、表情が見えない中でのコミュニケーション能力が必要とされています。本時では、インターネット上でコミュニケーションが伴う場合に大切にしなければならないことを、「ケータイ安心安全教室」で得た知識を活用し、「話合い活動」を通して考えさせるとともに、立場や考え方の違いを認め合い協力していく態度を身に付けます。

児童生徒の発達の段階との関連

久美浜中学校区は京丹後市に導入されている施設分離型の小中一貫校『久美浜学園』の実施を次年度に控え、小中一貫教育を通した「法やルールに関する教育」を校区で取り組み、9年間の発達の段階に合わせた指導計画に則り、教科での横断的指導や積極的な児童会と生徒会活動の共同的な活動を通して、命を大切にし自己肯定感をはぐくむ教育を推進しています。中でも規範意識の醸成に関する教育活動は、発達の段階に応じた非行防止教室等の開催、「法やルールに関する教育」の視点で展開する話合い活動、特別活動における児童生徒の主体的活動を有機的に組み合わせて展開し、道徳においても他領域の学習で得た様々な知識を態度につなげるための「考えを深める場」と位置付けています。

指導内容**〈導入〉**

- ・SNSを利用したコミュニケーションの良い面、悪い面について考えさせ、その特徴について理解させます。

〈展開〉

- ・「部活動を欠席している友人にメッセージを送るよう部長から依頼された時」を想定し、それぞれの立場を話し合った上で、互いへの配慮のあるメッセージを作成していきます。尋ねただけのつもりのメッセージが相手の不安をあおることもあり得ることを理解させ、相手に思いやりのある伝え方について考えさせます。

〈まとめ〉

- ・グループでの話合いの内容や作成したメッセージを学級全体で交流し、インターネット上でコミュニケーションする場合に大切にしなければならないことを考えさせ、生活を送る上での望ましい人間関係づくりへの主体的態度を身に付けさせます。

既習内容との関連**小学校**

- 生活科 みんなが気持ちよく過ごすために
道徳 公徳心

体育科 ルールを工夫する学習

中学校

- 道徳 規範意識
公正、公平、正義
体育科 相手を尊重したフェアプレイの在り方の学習
技術科 情報モラルに関する学習

今後の学習内容との関連**中学校**

- 特別活動 児童会・生徒会活動
話合い活動、学校行事
国語科 話すこと・聞くこと

高等学校

- 公民科 共に生きる社会を目指して
特別活動 生活上の諸問題解決にあたっての
討論・自己表現の学習
総合的な学習の時間
みんなと共に自分らしく生きる

特別活動指導案

- 1 対象学年 中学校 第1学年
- 2 題材名 「インターネット上のルールやマナー」
学級活動(2)適応と成長及び健康安全 ウ 社会の一員としての自覚と責任
- 3 題材目標 インターネットを活用したコミュニケーションの仕方について考え、情報社会におけるルールやマナーを身に付けることにより、思いやりや責任をもった行動をとろうとする態度を育てる。
- 4 題材指導計画(抜粋)

領域	時	指導内容	学習活動	指導上の留意点
特別活動	1	講話学習「非行防止教室」 ・情報モラルについての基本的な知識を理解させる。	○スクールソポーターによる講話を聴く。	○ネット社会の現状と必要なモラルについて理解させる。
教科	2	技術科「情報モラルを知ろう」 ・情報モラルについて考える。	○著作権や発信した情報に対する責任を知る。	○正しい知識を押さえる。
特別活動	5*	児童会・生徒会活動※放課後等教育課程外 「『夏みかんの日』の取組」 ・校区の児童会・生徒会が連携した活動を通して、交通安全やきまりの大切さについて考えさせる。	○小中連携会議、交通安全運動、挨拶運動などの活動を通して、仲間の大切さと自らルールを守ることの大切さを広げていく。	○信頼し合える仲間づくりとより良い学校生活を実現するための活動を活性化させる。
	1	講話学習「ケータイ安心安全教室」 ・ネットトラブルの事例を通して、その対処法について理解させる。	○民間携帯電話会社による講話を聴いて、情報機器の長所や短所を知り、正しい活用法を身に付ける。	○活用のためのスキルを具体例を示して指導する。
	1	学級活動「インターネット上のルールやマナー」(本時) ・SNSの望ましい活用について話し合い、コミュニケーションの在り方について考える。	○部活動における身近な題材で、SNSを使った思いやりのあるメッセージを考える。	○「法やルールに関する教育」の指導項目「協力」(指導案参照)
道徳	1	道徳「集団生活の向上、役割と責任」	○所属する集団の中で、どのような役割や責任を果たしているかを考える。	○自分のことを具体的に振り返る時間を十分に確保する。

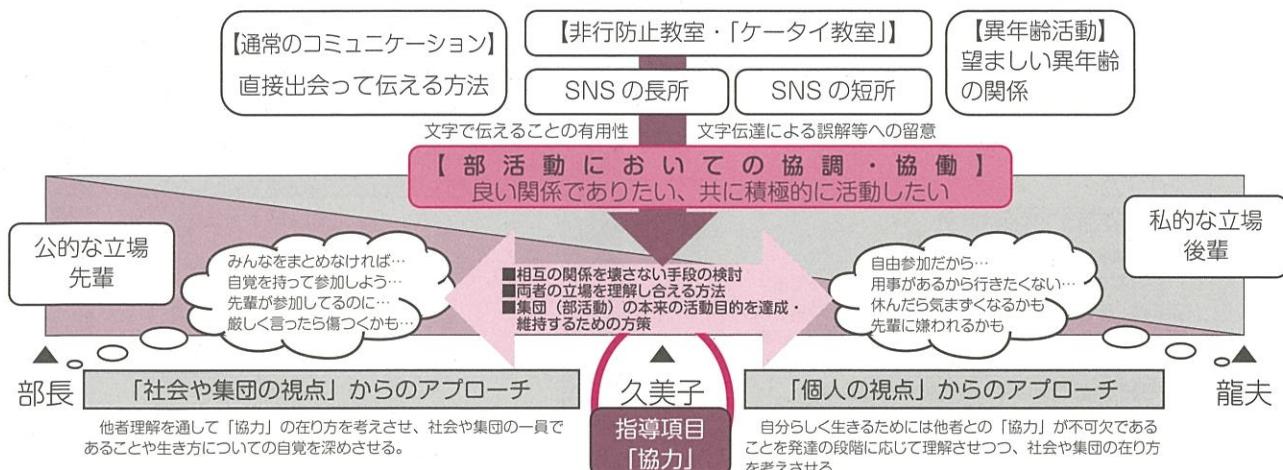
- 5 本時の目標 情報機器によるコミュニケーションの長所や短所を理解した上で、他者の気持ちを汲み取り、仲間と協力してより良い学校生活を送ろうとする態度を育てる。

6 本時の展開

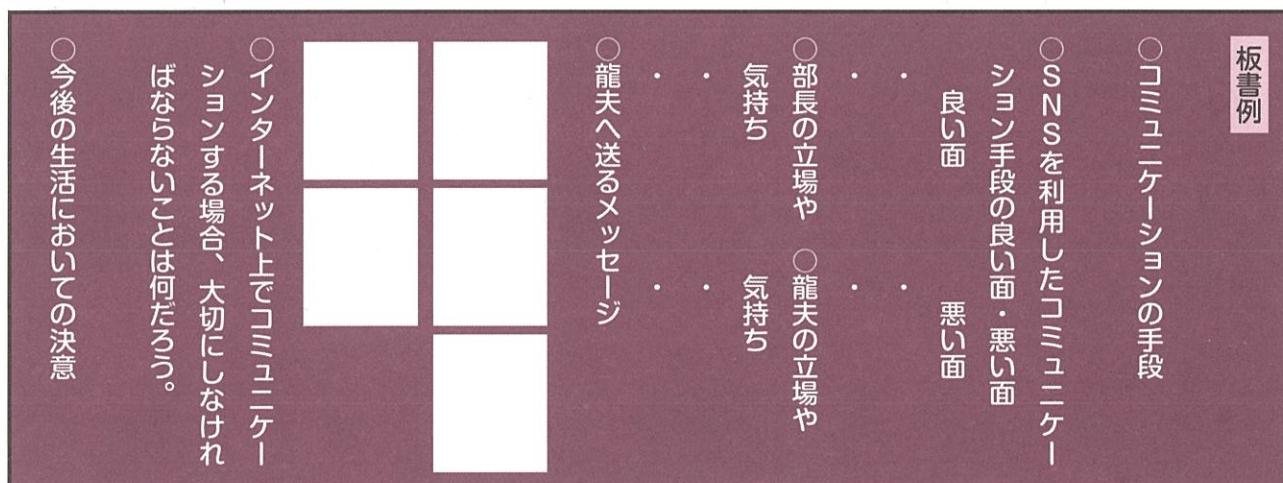
過程	指導内容	学習活動	指導形態	指導上の留意点	教材・教具等
活動の開始	コミュニケーション手段の交流	○普段のコミュニケーションの手段について交流する。 ・会話・電話・手紙・メール	一斉	・本時への方向付けをする。 ・自由に発言させ、多くの意見をとりあげる。	
	SNSの特徴の交流	○SNSを利用したコミュニケーションの良い面、悪い面を発表する。 ・良い面…普段言えないことが言える、気軽、すぐ届く、リアルタイムなど ・悪い面…相手が見えない、文字だけ、既読情報など		・前時の講話学習で学んだことを踏まえて考えさせる。 ・SNSに関するリスクについて整理する。	
	めあての確認				
		◎「部長」や「龍夫」の立場の違いを考え、「久美子」が送る思いやりのあるメッセージと理由をグループで話し合おう。			

	話し合い活動 ①	<ul style="list-style-type: none"> ○「部長の立場や考え方、部員である龍夫の言い分や気持ち」をそれぞれ役割分担して考え、班内で意見を主張し合う。 <p>【部長の立場や気持ち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部をまとめたい、盛り上げたい ・病気をしたのかな、心配 ・自分が来ているのに後輩が欠席するなんて ・強く言うと気まずくなるかも ・自分の指導力や統率力がないからかも <p>【龍夫の立場や気持ち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由参加なら休んでもいい ・用事があるから休んで当然だ ・休みがほしい、行きたくない ・休んだら気まずくなるかも ・先輩に嫌われるかも 	グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・自分や友人の経験に重ね合わせて気持ちを共有させる。 <p>・部活動という身近なエピソードを題材にすることにより、立場の違いによって意見や考え方が違うことを体感させる。</p>	ワークシート①
展開	話し合い活動 ②	<ul style="list-style-type: none"> ○両者の立場が共有できたら、その間に立つ「久美子」がとるべき一番ふさわしい行動を話し合う。 ○龍夫へ送る望ましいメッセージ内容を話し合う。 	グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・先輩と後輩、公的な立場と私的な立場の違いなどから発生する主張や気持ちのずれを埋めるためにはどうしたらよいかを考えさせる。 ・情報機器を介しての伝達を選択する理由を考えさせる。 	ワークシート②
	発表・交流	<ul style="list-style-type: none"> ○グループ内で話し合った内容や作成したメッセージを学級全体で交流し、インターネット上のコミュニケーションにおいて大切なことは何か考える。 ○メッセージ作成の留意点や理由を発表する。 ○メッセージの発表から、SNSの利点を改めて考え、交流する。 ・文字だからこそ言えること、伝わることがある。(←→文字のみによる誤解) ・顔を見ながらでは言いにくいこともメッセージなら伝えられる。(←→相手の感情が伝わらない) ・絵文字も工夫して、優しい気持ちも簡潔に表せる。(←→感情表現の難しさ) 	一斉	<ul style="list-style-type: none"> ・部長や龍夫の立場や気持ち、その間に立つ久美子がどのような配慮でメッセージを伝えるかについて、話し合いの過程と理由を添えて発表させ、ポイントとなる点を整理する。 ・SNSを利用したコミュニケーションの悪い面を理解した上で、メッセージの良い点と活用の視点に気付かせる。 	カードまたはホワイトボード(小)
まとめ	話し合いの振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット上でコミュニケーションする場合に大切にしなければならないことを整理する。 ・相手の立場や状況を考える。 ・状況に応じて手段を使い分ける。 ・相手を傷つける内容などは発信しない。 <p>○今後の生活においての決意やその理由について、今回学んだことや話し合ったことをもとにしてまとめる。</p>	一斉	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションにおける思いやりの大切さを考えさせる。 ・相手を気遣うマナーが、同時に望ましいルールになることを理解させる。 ・日頃の自分の行動や体験を振り返らせて、具体的な行動の指標を表明する機会にする。 	まとめ・感想用紙

7 事前の学習や「法やルールに関する教育」との関係



板書計画



ワークシート

1年 組 番

◇ 次のシチュエーションについて、考えてみよう。

部活動顧問の先生の話

今週の土曜日、うちのチームで海岸清掃のボランティア活動をします。ボランティアなので参加は自由とします。欠席しても構いませんが、心技体の心を成長させる為にもできるだけ参加してほしいと思います。

部長役と龍夫役に分かれて話し合おう！



★ シチュエーション①

あなたが3年生の部長なら、チームメイトにどんな話をしますか。



先生はいつもチームが一つになって頑張らないといいチームになれないって言っておられた。
こんなときにこそ、全員参加を目指して、部長としてみんなに声をかけなきゃいけないんだと思うけど…。

★ シチュエーション②

あなたが1年生の龍夫（タツオ）さんならどうしますか。



土曜日は家の用事があるんだよなあ。
先生も欠席してもいいって言ってたし、休みがほしいなあ。
でも、良いチームを作ろうといつも頑張っている先輩には、チームの一員として言いにくいなあ…。こまったなあ…。

(理由)

(理由)

ワークシート②

◇ 当日家に帰ったら部長からあなたにメッセージが届いていました。
あなたが久美子さんの立場なら、龍夫（タツオ）さんに対してどんなメッセージを送るのか考えてみよう。

* シチュエーション③

部長から久美子へのメッセージ

今日はボランティアの海岸清掃お疲れ。
ところで、今日なんで龍夫、来なかつたか知ってる?
この前、ちゃんとメールで日時を連絡したんだけど、今
日来なかつたし連絡もしてこないし…私、部長だし、責
任もあるし、気にしているんだ。
久美子、龍夫と小学校一緒に仲良かったよね。
来なかつた理由を聞いてほしいな。よろしくね。

The diagram illustrates the communication flow between three characters: Director (部長), Kumiyo (久美子), and Tatsuo (龍夫). Arrows point from the Director to Kumiyo, and from Kumiyo to Tatsuo. A speech bubble between them contains a question mark, symbolizing uncertainty or a lack of clear communication.

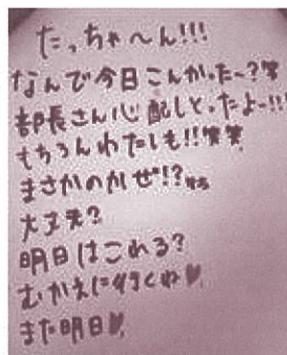
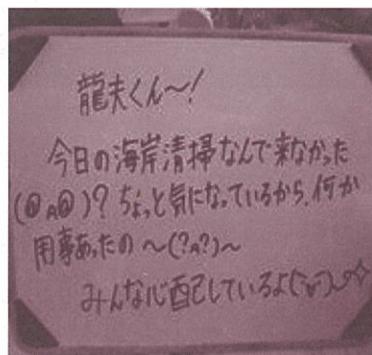
A smartphone screen simulation shows a messaging interface. The top bar indicates '1年 組 番' (Year 1, Group, Number) and the time '19:30'. The recipient is '龍夫' (Tatsuo). The message input field is empty, with a placeholder '気をつけた点' (Points to note). Below the input field are icons for adding attachments (+) and smiley faces (:D). A '送信' (Send) button is located at the bottom right.

生徒感想用紙より

- ・人をできるだけ傷つけない言い方を考え、自分を表現することが大事だと思った。
- ・人に思っていることを伝えるのは、とても難しいと思った。SNSを使うと早く伝えられるし、いろいろな人に伝えることができるのが強み。弱みは自分の言いたいことと相手の思いが合わないこと、表情がわからないことだ。このことをしっかり使い分けていきたい。
- ・インターネットは良いところも悪いところもあるのは知っていたけど、あまり気にしていなかったです。普段SNSを使ったコミュニケーションでもそんなに相手の表情を考えた事ないなあと思いました。今回の勉強を生かして、これからは相手の気持ちを考えたいです。
- ・今日の授業ではどう話したら、相手が傷つかないか、どう話したら、自分の思いを伝えられるかを考えました。相手に質問みたいなことをし過ぎると、責められている感じてしまうし、うまく伝えられないこともあります。それをうまく伝えられるように工夫をしたいです。
- ・私はSNSを使って仲直りをしたことがあるので少しだけ共感できました。それは、言いたいことを全部本音で言ったからです。絵文字もちょくちょく入れて見えない表情を表しました。でももし直接会って話したら、もっといろいろ言えたかもしれないと思います。今日の授業をこれから活用して、本音が言えて、反論できて、相手の事も考えながら、コミュニケーションしていきたいなと思います。

授業の様子や小中一貫した取組の様子

グループ(班)単位での話し合いの様子



話し合い活動②でまとめたメッセージはホワイトボードに記入して発表



↑「法やルールに関する教育」の授業に合わせて併催された「ケータイ安心安全教室」

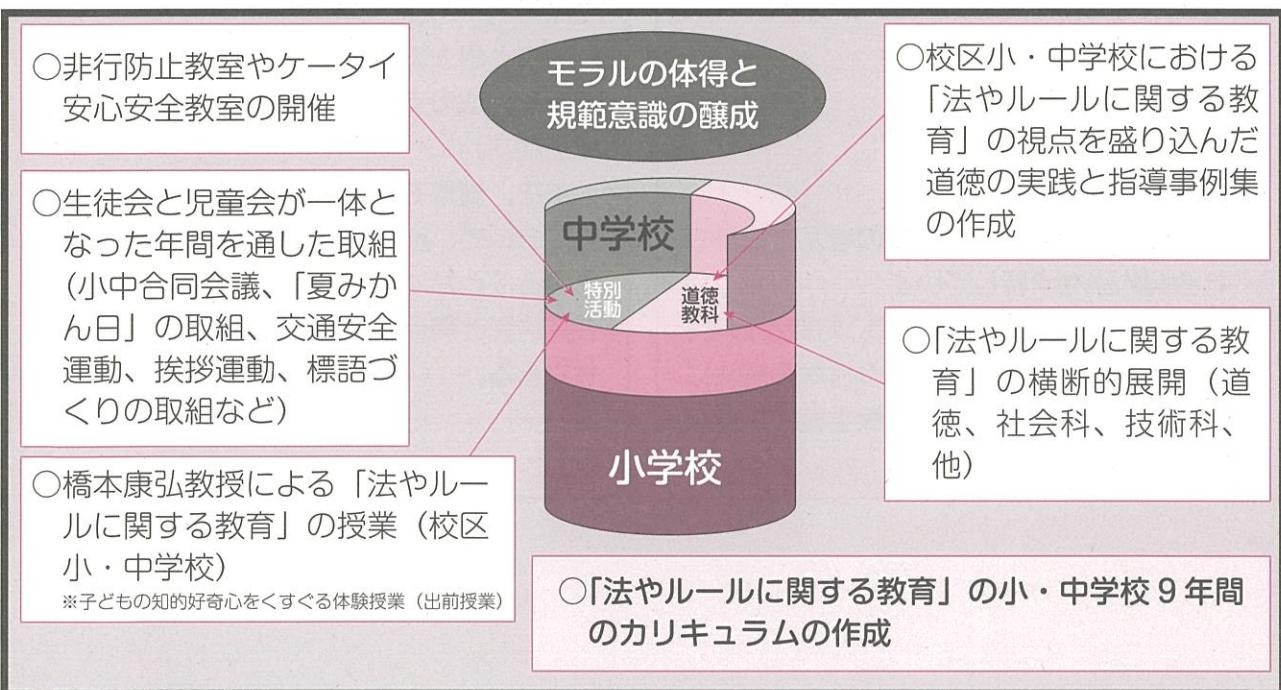
「法やルールに関する教育」を横断的に
関連付け、生徒会と児童会が一体にな
った取組



安全ライン引きの取組（「命」プロジェクト）

小中合同のあいさつ運動

小・中学校一貫した「法やルールに関する教育」の取組



○ 第3学年 公民科 「社会契約説」

指導のねらい

社会契約によってつくられた国家（国民が協力してつくった国家）では、人々が国から公平・公正な扱いを受けるためには、自由や平等の権利が守られなければならないことを理解させます。

児童生徒の発達の段階との関連

高校生は基本的な法やルールについて知識をもち、ルールやきまりを肯定的に受け入れる時期です。また、物事を具体化・抽象化したり、他者の意見から多面的に考えることも可能になります。そのため、法やルールのもつ価値を探求することで、民主的な社会に進んで参画しようとする態度を身に付けていくことができます。

指導内容

- 〈導入〉・私たちは、理論上、社会契約によって自然権（生きるために何をしてても良いという権利）を、協力して一斉に国家に渡しました（前時の内容）。権利を渡された国家は何をしても良いのか、私たちは国家に無条件に支配を任せても良いのか、について考えることを確認します。
- 〈展開〉・国家が行う行為として許されること・許されないことについて、ワークシートの具体例から考え、自由権・平等権・社会権・参政権等の権利の意味に気付かせます。
- 〈まとめ〉・国民が協力して形成している民主国家では、国民は公平・公正に扱われるべきであり、そのためには自由権・平等権・社会権・参政権等が認められるべきであるということに気付かせます。

既習内容との関連

小学校 <社会科>

　　日本国憲法の学習

中学校 <公民的分野>

　　日本国憲法の学習

高等学校 <公民科>

　　前時の学習では、ホップズの考え方に基づく社会契約説を学習している。

　　本時の学習内容と関連が深い知識として、現代社会及び政治・経済で扱う日本国憲法における基本的人権の尊重・国民主権の学習がある。

今後の学習内容との関連

高等学校 <公民科>

　　国家と個人の関係（人権）について学んだ知識を、法の支配・権力分立についての学習に生かす。

　　また、倫理では、ベンサムやミルの功利主義において、別の視点で国家と個人の関係を考えることができる。ロールズの正義論も社会契約説と関係が深く、関連させて学ぶこともできる。

公民科学習指導案(協力、公平・公正)

1 対象学年 第3学年

2 単元名 社会契約説(国家はどうあるべきか)

3 単元目標 民主的な社会では、個人の自由や平等等の権利が守られ、公平・公正に扱われるよう全員が協力して国家を形成すること、また、それを維持するため、法の支配と権力分立が必要になることを理解する。その際、社会契約説や法の支配、権力分立の考え方沿って生徒自らが身近な問題等を例に考え議論することで、体験的に民主的な社会における個人と国家や法との関係についての見方・考え方を深め、共生社会の形成者として行動できる力を身に付ける。

4 単元指導計画(全3時間)

時	指導内容	学習活動	指導上の留意点
1	国家をつくる理由を考えさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ホップズの考える自然状態「万人の万人に対する闘争」から脱するためのルールを考え、自ら社会契約を結ぶ体験をする。 ○自然状態から生き残るために、協力して互いを信じ特定の人や合議体に自然権を譲渡する必要があることを理解する。 ○自然権を譲渡したら、国家（政府）に任せっきりにしてよいかを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○協力して自然権を一斉に放棄することの必要性に気付かせる。 ○協力する際に裏切る人が出る可能性を考えさせる。
2	国家と個人の在り方を考えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然権を譲渡された国家が権力を行使する時、国家が個人の権利を制限するいくつかのケースについて思考・議論し、国家権力の望ましい在り方を探求する。 ○個人の権利を守るために協力して社会契約を結ぶのであり、信託された（任された）政府は、個人の自由を守り、平等に扱い、利益の配分を行うなど公平・公正でなければならないことを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の考えを議論によって深まるようにする。 ○憲法で保障されている権利に気付かせる。 ○これまでに考えた概念（協力、公平・公正）を、図を用いて、関連付けて整理する。
3	法の支配と権力分立の必要性に気付かせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○知らない法律があり、「知らなかっただけ」では済まされないことに気付き、法の予見可能性が個人の自由を保障していることを理解する。 ○リーダー1人が遅刻を無くすためにルールをつくって適用するというシミュレーションを通じて、法の一般性や権力分立の必要性に気付く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「やってはいけないこと」が予め提示されていることが自由の保障につながることに気付かせる。 ○法やルールは適用段階で曲げられてしまう危険性があることに気付かせる。

5 本時の目標

国家の支配の在り方を探究し、協力してつくった国家によって人々が公平・公正な扱いを受けるためには、自由や平等などの権利が守られなければならないことを理解する。

6 本時の展開(2／3 「協力」は主に前時、本時は主に「公平・公正」を扱う。)

過程	指導内容	学習活動	指導形態	指導上の留意点	教材・教具等
導入	課題把握	○本時の課題「国家の支配の在り方」について確認し、学習に興味をもつ。	一斉	・前時の学習を振り返り、社会契約により、自然権を譲渡した国家に無条件で支配を任せても良いかを考えさせる。	
국가が行う行為として許されること、許されないことは何か、その理由を考えよう。					
展開	国家権力の行使と個人の関係について	○国家が権力を行使する際、個人の権利を制限するいくつかのケースについて思考・議論し、国家権力の望ましい在り方を探求する。	個別グループ	・個人の考えを議論によって深めさせる。 ・憲法における、自由権・平等権・社会権・参政権を基に考えることができるようにする。	ワークシート
	国家の支配と基本的人権の保障について	○国家の支配・権力の行使は、個人が公平・公正な扱いを受けるため、また、個人の権利が守られるためになされるべきであることを理解する。	個別グループ	・具体的な事象から抽象化できるように指導する。 ・生徒からは「平等」は考えられるが、「公平・公正」の概念は出にくいので、「平等」から「公平・公正」の概念を伝えるようにする。	
まとめ	国家と個人の関係についてのまとめと次回の課題提示	○個人の権利を守るために協力して社会契約を結ぶのであり、信託された（任された）政府は、個人の権利を守り、利益の配分（社会権）を行うなど公平・公正でなければならないことを理解する。 ○次回は法の支配について学ぶことを理解する。	一斉	・これまでに考えた概念（協力、公平・公正）を、図を用いて、関連付けて整理する。	ワークシート

ワークシート

※網掛け部分は授業で書き込む内容

国家はどうあるべきか

(1) 自然権(一部またはその全部)を譲渡した国家による権力の行使

課題① 次の1~7のことば、国家が行う行為として許されるか、許されないか、考えよう。

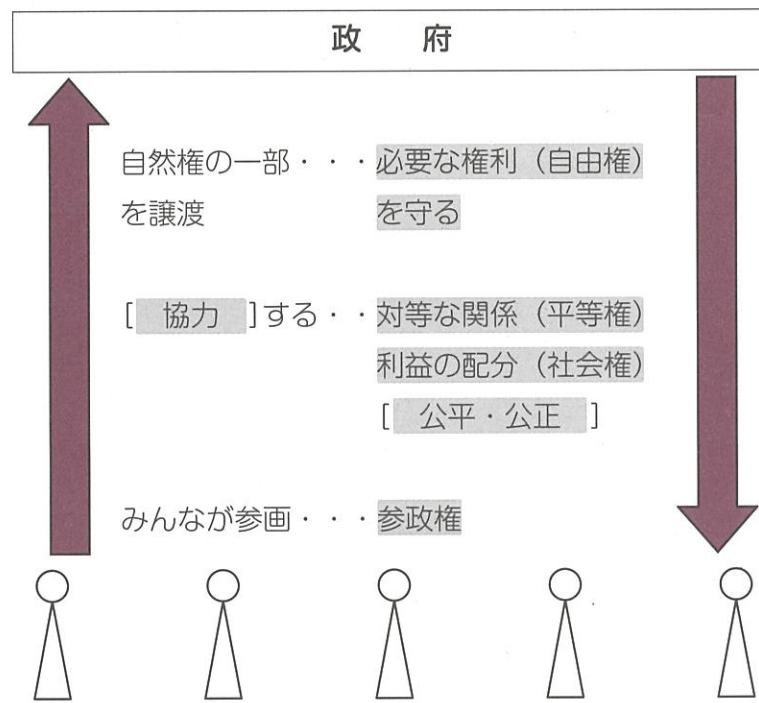
国家が行うべきことか、行うべきではないことか。	<input type="radio"/> <input checked="" type="checkbox"/>	理 由
1 人を傷付けたり、物を盗んだりした人を裁判なしに処罰する。		身体の自由を基礎にした考え方
2 国の施策を批判する報道を禁止する。		精神の自由を基礎にした考え方
3 生まれたときに国民一人一人の職業を決める。		経済活動の自由を基礎にした考え方
4 有力政治家の地元の人だけが無料の病院を建てる。		社会権・平等権を基礎にした考え方
5 社会保障を充実させるため、消費税を増税する。		平等権・公平・公正を基礎にした考え方
6 日本一の富豪と言われる企業経営者から臨時に100億円の税を取り、災害の復興に充てる。		平等権・公平・公正を基礎にした考え方
7 納税額によって選挙権を制限する。		参政権・平等権を基礎にした考え方

【注：法教育推進協議会『はじめての法教育 Q & A』ぎょうせい、2007年、p.121より改変し作成】

課題② 国家が行う行為として許されること、許されないことは、どのような理由で分けられるか、「課題①」で考えたことからその共通点を見つけよう。

国家が行う行為として許されること	
国家が行う行為として許されないこと	

(2) まとめ



(3) さらなる問い合わせ

- なぜ、法律が必要なのか。政治に参加する私たち(または私たちの代表)がその都度判断してはいけないのか。

感 想

(単元終了時の感想です。)

<国家について>

○人に暴力をふるったり、人の自由を制限したり、人のものを奪ったりすることは、いけないことだと知っているけれど、なぜ国家は人を逮捕したり、個人の財産から税を集めたりして、個人の権利を制限することができるのかは、今まで考えたこともなかっただし、そもそもなぜ国家をつくるのかについて考えたこともなかっただので、国家をつくる意味や、国家と個人の権利について考えることができてよかったです。また社会の在り方や、正義などの概念を考えることができて、社会についての考え方があわった。

<法律について>

○法があるのが当たり前で、何のためにあるのか考えたこともなかっただでおもしろかった。法律やルールがなければ、国は壊れてしまうし、みんなの安全や権利を守るために法律やルールがあることが、大切なことだとわかった。そして国や社会をつくるためには、みんなが平等でいることが必要だと思った。また、法律って人を縛って不自由にするものだと思っていたけれど、法律がないと危険な目にあつたりもするから自分を守るためにも大切なものだと思った。法についての理解が深まった。

<他者と協働する能動的な学び>

○正解がないから自分の考えをなんでも述べることができて、楽しく国家やルールのことを色々考えられた。普段気にかけても考えないことを考えることができて、自分がどんなふうに考えていたのかと、自分の考えを整理して見直すと、自分でも驚いたり納得したりした。それにいろんな人の意見を聞きながら考えることができるのでいろいろな価値観をもつことができた。40人ぐらいしかいない教室でも全く違った考え方をもつ人がたくさんいることにも驚いた。

○ 第2学年 総合的な学習の時間 「みんなと共に自分らしく生きる」

指導のねらい

「協力」関係の構築に必要な価値および、「協力」の条件について学びます。

児童生徒の発達の段階との関連

高等学校生徒の規範に対する発達の段階は、「規範の尊重期」とされ、社会秩序を維持し、人との関係やコミュニケーションを円滑にするものとして法やルールを肯定する時期とされます。従って、ルールづくりのプロセスを体験させることを通じて責任について自覚させ、「協力」の基礎となる「自尊」や「信頼」、「協力」の条件としての法やルールの意義について理解を深め、日常生活における課題に対し理屈的な議論を通じて合意形成を図り、社会参画しようとする姿勢や態度を養います。

指導内容**〈導入〉**

- ・誰もが「幸せ（幸福）」に生きたいという願いをもっており、その実現や、より大きな利益を得るには「協力」が不可欠であることについて、理解を深めさせます。

〈展開〉

- ・「投資ゲーム」「共有地の悲劇」の題材を通じて、一人一人が「協力すればより良い（大きな利益が得られる）」と分かっていながらも非協力的行動をとる場合があり、全体にとって悪い結果が生じることがあることを体験的に理解させ、「協力」を妨げる原因が、個人にとって利益か不利益かの判断や相互不信にあることに気付かせ、解決策を考察させます。

〈まとめ〉

- ・現代社会の諸課題には、「投資ゲーム」「共有地の悲劇」と同様の構造をもつものがあることに気付かせ、諸課題の解決について考察させ、自己と社会の在り方についての認識を深めさせます。

既習内容との関連

幼稚園 遊びのなかで、きまりを守ることが自分と周りの人を大切にできるという「協力」の原型についての学び

小学校 周りの人と共に同じ目的をもって取り組み、成果を出すことで、自己肯定感をはぐくみ、得られる「協力」の効用や意義を理解する学習

中学校 公民的分野における対立と合意、効率と公正に関する学習を通じて「協力」の態度を育てる学習

今後の学習内容との関連

高等学校 公民科

現代社会の諸問題を題材として、なぜ「協力」する必要があるのか、「協力」のための「公平・公正」な条件はどのようなものかを考察し、その中で自らの個性を発揮、伸長しつつ社会の一員として平和で民主的な社会生活の実現、推進に向けて主体的に参加、協力する態度をはぐくむ学習

総合的な学習の時間

「政治的教養」をはぐくむ学習

総合的な学習の時間 学習指導案(協力、公平・公正)

- 1 対象学年 第2学年
- 2 単元(題材)名 「みんなと共に自分らしく生きる」
- 3 単元目標 一人一人が良く生きるために、個人の「幸せ(幸福)」が大切であり、みんなで「協力」することによってより大きな「幸せ(幸福)」を得られ、結果的に一人一人が「幸せ(幸福)」に生きることができることへの認識を深めさせる。また、どのような「協力」関係が望ましく、また望ましくないのか、その基準はどこであるのか、「協力」を妨げるものは何かについて考察させることを通じて、「協力」の意義や多様性についての理解を深めさせ、法的な見方や考え方を身に付けさせ、積極的に社会参画しようとする姿勢や態度をはぐくむ。

4 単元指導計画(全4時間)

次	時	指導内容	学習活動	指導上の留意点
一	1 ～ 2	「協力」の意義 【課題の設定】 【情報の収集】 【整理・分析】	○仮想的な事例を題材として、人はなぜ「協力」する必要があるのか、「公平・公正」に考えるはどういうことかを考察する。考察をふまえ、日常生活及び社会における諸課題を認識する。【課題の設定】 ○諸課題を多角的・批判的にとらえ、共生社会を形成、維持・発展させるため自己と社会の望ましい在り方を考える。【情報の収集】【整理・分析】	○日常や社会において、どのような「協力」が必要であるかを、個人と社会のかかわりから考察させ、法やルールの意義についての理解を深めることを通じて、法的なものの見方や考え方を身に付けさせる。
二	本時 3 ～ 4	「協力」の条件 【整理・分析】 【まとめ・表現】	○「協力」の基礎となる「自尊」や「信頼」、「協力」の条件としての法やルールの意義について理解を深める。【整理・分析】 ○日常生活及び社会における諸課題に対し理性的な議論を通じて合意形成を図り解決策を考察する。議論を通じて社会参画しようとする姿勢や態度を養う。【まとめ・表現】	○日常や社会において、「協力」を妨げるものが何であるかを考察することで、「協力」「公平・公正」などの概念及び「協力」する上で「公平・公正」な条件について考察させる。考察や議論を通じて合意形式を図っていく過程の重要性及び法やルールを守ろうとする責任感を身に付けさせる。

- 5 本時の目標 「協力」が社会の基本的枠組であることを前提とし、「協力」の意義や必要性及び「協力」関係を形成・維持する上で「公平・公正」な条件を定めることの意義や必要性について理解させる。また、何が「協力」を妨げるのかをグループで考察させることを通じて、相互信頼と相互尊重の精神の必要性について気付かせ、理性的な議論を通じて積極的に社会参画しようとする姿勢や態度を養う。

6 本時の展開(3／4)

過程	指導内容	学習活動	指導形態	指導上の留意点	教材・教具等
導入	内容確認	・本時のテーマを確認	一斉	・班で学習に取り組むため、意見を述べること、意見を聞く(聞く、訊く)ことが大切であることを強調する。	

	<課題1> 「幸せの条件」	現代社会は、一人一人の幸せ(生き方)が大切にされる社会であることを理解しよう。		
展	<課題2> 「投資ゲーム」	○「幸せに生きていくための条件5つを班で交流し、班で5つにまとめよう。」	個別 班別	・「幸せの条件」は、共通するものがあり、自らの幸せが他者の幸せと関連していることに気付かせる。
	<課題3> 「共有地の悲劇」	「協力」を妨げるものが何かを考え、「協力」関係の構築に必要な条件を考えよう。		
開		○「投資ゲームで、資産を増やすにはどうすれば良いか考えよう。」 ・個人が自己の利益を優先し合理的な選択を行った結果、社会全体として悪い結果を生じさせてしまうことを理解し、社会全体が悪い結果とならないようにするためにどうすればよいのかを考察する。	個別 班別	・「協力」関係を、形成・維持するためには、どのような条件が必要なのか考察させる。考察を通じて、相互の信頼及び個人と社会の視点に基づく「公平・公正」な法やルールの必要性に気付かせる。また、正義にかなうしくみ(制度)がどうして必要なのかを考察させ、「協力」についての理解を深めさせる。
まとめ	本時のまとめ	○「協力」ができれば解決が可能な社会の問題について考えてみよう。 ・環境問題、税制、社会保障制度等が課題と同様の構造的課題を有していることについての理解を深め、自己の生き方と社会の在り方について自覚と認識を深め、社会参画していく意義や必要性に気付かせる。	一斉	・本時の課題を単なる体験として留めるのではなく、現代社会の諸課題と関連させることを通じて、多様な「協力」の在り方が必要とされており、その実現が容易ではないことに気付かせ、「協力」の基本的な概念理解を深めさせる。解決に向けて、言葉によってお互いを理解し説得し、合意形成を図る重要性についても理解を深めさせる。

ワークシート

京都府教育委員会 「法やルールに関する教育」



第2学年 総合的な学習の時間 「みんなと共に自分らしく生きる」ために

1.<課題1>「幸せの条件」～幸せは個人で実現させができるものだろうか～
(1)あなたが幸せになるために、必要な条件を5つ考えてみよう。

A.あなたが考える幸せの条件 1
2
3
4
5

B.みんなで考えた幸せの条件 1
2
3
4
5

(2)考えた「幸せの条件」は、誰が責任をもち実現するべきだと考えますか。

A.あなたの考え方

B.班のメンバーでの結論

(3)<課題1>についての感想・意見

2.<課題2>投資ゲーム

(1)班における投資ゲームの結果をまとめよう。

回数	第1回		第2回		第3回		第4回		持ち金
	投資額	配当額	投資額	配当額	投資額	配当額	投資額	配当額	
あなた									
班員1									
班員2									
班員3									
合計									

(2)<課題2>についての感想・意見

3.<課題2>と同じ構造の社会の問題の例を挙げ、問題の背景や課題、解決策を考えてみよう。

社会の問題 _____

背景や課題、解決策など _____

2年__組__番__ 氏名_____ 班_____

<課題2>投資ゲーム

これから、4回の投資を投資家4名で行つてもらいます。

- ① 1人につき原資（持ち金）は150万円とします。
- ② 投資額は、それぞれの投資家（0～持ち金全てでも可）で決め、投資額欄に記入し起業家に渡してください。
- ③ 本ゲームでは実際の投資とは異なり、起業家が4人の投資額を合計し総額を出し、その総額を2倍し、4等分のうえ投資家に配当します。
- ④ 投資家同士で相談することは禁止とし、他の投資家に投資額や配当額が見えないように気をつけてください。
- ⑤ 以後②～④を繰り返してください。

以下の表には、それぞれの投資額、残額、配当額、持ち金を毎回記入してください。
※配当額については、起業家が記入しますので、記入する必要はありません。

	第1回	第2回	第3回	第4回
投資額				
残額 (持ち金-投資額)				
配当額				
持ち金				

以下の表には、それぞれの投資額、残額、配当額、持ち金を毎回記入してください。

	第1回	第2回	第3回	第4回
投資家 A				
投資家 B				
投資家 C				
投資家 D				
投資総額				
1人当たりの 配当額				

・気づいたこと、考えたことなどのメモ

2年__組__番__ 氏名_____班_____

・気づいたこと、考えたことなどのメモ

2年__組__番__ 氏名_____班_____

これから、4回の投資を投資家4名で行つてもらいます。

- ① 1人につき原資（持ち金）は150万円とします。
- ② 投資額は、それぞれの投資家（0～持ち金全てでも可）が決め、投資額欄に記入し起業家に渡します。
- ③ 本ゲームでは実際の投資とは異なり、起業家が4人の投資額を合計し総額を出し、他の投資家に投資額や配当額が見えないように気をつけてください。
- ④ 本ゲームでは実際の投資とは異なります。起業家は、投資家用の記入用紙を回収し、投資家4人の投資額を合計し総額を出し、それを4等分し投資家に配当します。
- ⑤ 以後②～④を繰り返してください。

以下の表には、それぞれの投資額、残額、配当額、持ち金を毎回記入してください。

	第1回	第2回	第3回	第4回
投資家 A				
投資家 B				
投資家 C				
投資家 D				
投資総額				
1人当たりの 配当額				

2年__組__番__ 氏名_____班_____

投資ゲームの解説

協力をすれば、より大きな利益が得られる可能性があります。しかし、みんなが協力しようとしているときに誰かが「裏切る」ことによって、「裏切り者」は利益を得ることになります。つまり、「正直者が馬鹿を見る」ということになってしまうのです。そのような「裏切り者」を作らないためにルールを作っていくことが必要になります。その際には、大変難しいですが、みんなが信用できるルールをどのように作るかということが大切な視点になります。

<課題3>共有地の悲劇

ある村では、共有地(村人だれもが利用して良い土地)で、農民たちは自分の飼う羊を放牧し、町で羊毛や乳を売り利益を得ていた。

村には5家族があり、それぞれが幸せに暮らしていた。5家族は、それぞれ10頭の羊を飼い、1頭あたり5,000円の利益を得ることができた。ところが、あるとき村人の1人が、「俺の羊の数を増やせば、もっとたくさんの羊毛や乳を生産できる。それを町で売ったら儲かるな！」と考えた。そして彼は、それを実行に移したところ大成功し、金持ちになった。それを見ていたほかの村人たちも羊の頭数を増やすことにした。

そして、上記のように村人が羊の数を増やし、5家族でそれぞれ20頭の羊を飼うようになり、村の家族の収入は増えた。その一方で、共有地の草が目に見えて減り始めた。共有地が羊を養う限界点に達したのだ。ある村人は考えた。「このままでは共有地から草がなくなってしまう。そうすれば、村の羊はやせ細り、羊毛も乳を取れなくなる。ボクの飼う羊の数を減らそうかな。」と。すると彼の妻は、「うちが羊の数を減らしたら、他の村人は羊の数を増やすだけよ。私たちは羊を増やさないと幸せにはなれないのよ。」と言った。

村では、現在5家族でそれぞれ20頭の羊を飼うようになっており、村全体の羊の頭数は100頭となっている。村の共有地では100頭の羊を飼育するのが限界である。100頭を超えた場合、羊1頭を増やすごとに、1頭あたりの利益が100円の減収となる状況である。

(1) あなたは、村の1家族である。これから村で幸せに暮らしていくために、あなたはどうすべきだろうか。

(2) 共有地の草が枯れたため、村で新たに森林を切り共有地にすることとなった。新たに切り拓いた共有地をどうすればよいだろうか。

感 想

「協力」関係を形成・維持する上で基礎となる信頼について理解を深めた

- 投資ゲームや、共有地の悲劇で羊の頭数を考える中で、相手を信じることができたら、みんなが良い結果になるのに、みんなが信じ合えないとみんなが損をしてしまったり、誰かだけが得をしたりしてしまうので、「信じる」ことが大切なんだと思った。
- みんなで幸せになることができる事が良いと頭でわかっていても、いざやるとなると投資ゲームのような結果になることに驚いた。現実に「助け合う」というのはそう易々とできるものではないことが分かった。みんなで協力するということは大切だけれど、そのなかで自分らしく生きていかないといけないなと思った。結構身近なことにも問題があると思った。

法やルールの必要性や意義、守ることの責任について理解を深めた

- みんな幸せに暮らしたいと思っているが、自分の利益だけを考えると、みんなを裏切ってしまえば、みんなの幸せな暮らしは維持できなくなり、みんなの利益が小さくなってしまう。法やルールがあることで、裏切り者が得するような不公平はなくなるが、法やルールをつくり、維持し、守っていくことが本当に難しいことだと実感した。みんなが公平であることは思った以上に大変で、些細なルールにも、きちんととした理由がこめられていることもわかったので、しっかり守らないといけないなと思った。
- 一人一人の幸せの条件で考えたことは、多くが一人では実現できないことばかりだった。はじめは、投資ゲームには何の意味があるのだろうと思ったけれど、みんなの話を聞いているとよく分かった。法をつくることが難しいってことも、よく分かった。法やルール、きまりっていらないと思っていたけど、とても大事だと思った。

法やルールをつくるプロセスの重要性について理解を深めた

- 普段、話さない人たちと考えを言い合ったり議論したりして、この人はこういう考え方をする人で、みんな同じ意見をもっているわけではないということを知り、クラスの中でも様々な考え方をもつ人がいることを実感した。いろんな人がいるから、バランスがとれるのかなと思った。
- 最初は、法やルールの勉強をすると聞いて、どんな難しいことをするのだろうと思っていたが、思っていたことと違って驚いた。考えていけば簡単に答えができるような問題ではなかったので、ある意味難しい内容だった。日本の法律も、自分たちが話し合ったみたいに、どうすれば一番みんながうまくいくのかが考えられているのかなと思った。今、私が幸せに生きていくのは、誰かが法やルールを考えてくれたおかげなのかなと思った。
- 正直者が損をして裏切り者が得をするようなことはあってはいけないし、だから、法やルールがあるのだと思う。でも、自分たちでルールを決めるときにも揉めてしまったり、本当に大変だと思った。議論は自分には難しくて十分に会話に参加できなかったけど、他の人の意見を聞いてみると、「なるほど」「そうかな」と思い、ためになった。難しいけど、答えがないことを話し合うのは大切だと思った。

○ 第2学年 総合的な学習の時間 「地域と暮らしを見つめる」

指導のねらい

より良い社会の実現に向けて、地域社会や生活の諸問題について多面的・多角的及び「公平・公正」な視点で調査、分析、学び合うことで、主体的・協働的に社会参画をしようとする姿勢・態度を養います。

児童生徒の発達の段階との関連

高等学校は、社会に参画、貢献する自立した大人となるための移行時期であり、将来を展望する時期です。公職選挙法の改正（平成27年6月）により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、今後は高校在学中より主体的な行動ができる主権者として自覚が求められます。

本单元では体験的・探究的学習を通して、より良い社会の実現に向けて、多面的・多角的、「公平・公正」な視点で地域社会の諸問題を考察し、生徒自らが社会の一員として主体的かつ協働的に社会参画しようとする姿勢や態度を養います。

指導内容

〈導入〉・選挙の意義を考えさせます。

〈展開〉・より良い社会の実現に向けて、候補者の政策（選挙公約）を「公平・公正」な視点で比較検討します。



模擬選挙（投票）の実施



・投票理由（基準・視点）を振り返ります。（個別）

・グループで交流し、他者の意見や考え、価値観を認め深めます。（グループ）



開票結果の考察

〈まとめ〉・選挙の投票行動が主体的な社会参画であり、合意形成につながることに気付かせます。

既習内容との関連

小学校 社会科

「我が国の政治の働き、日本国憲法の考え方」

中学校 公民的分野

「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」

「民主政治と政治参加」

「国民生活と政府の役割」

各学校における生徒（児童）会役員選挙などを通して、選挙の意義と重要性を考える。

今後の学習内容との関連

高等学校 公民科

現代社会

「現代の民主政治と政治参加の意義」

「個人の尊重と法の支配」

「現代社会の諸問題」

政治・経済

「民主政治の基本原理と日本国憲法」

「現代日本の政治や経済の諸問題」

総合的な学習の時間 学習指導案(公平・公正)

1 対象学年 第2学年

2 単元(題材)名 「地域と暮らしを見つめる」

3 単元目標 より良い社会の実現に向けて、多面的・多角的及び「公平・公正」な視点で地域社会や生活の諸問題を探究し、社会の一員として主体的かつ協働的に社会参画しようとする姿勢や態度を養う。

4 単元指導計画(全11時間)

次	時	指導内容	学習活動	指導上の留意点
一	1 ～ 3	街(地域)の諸問題を調べる。	○わたしたちの街や地域の抱える諸問題を、グループで情報収集し調査、分析する。	○財政、少子高齢化、福祉等、多岐にわたり課題をかかえた地域の現状を、調査・分析し多面的・多角的に考察させる。
二	4 ～ 5	議会の傍聴	○議会の傍聴を通して、地域行政の取組や現状について知る。	○地域行政に関心をもたせる。 ○住民(有権者)より選出された議員の取組及びその責務を理解させる。
三	6	高校生と議員の懇談会	○地元議員との懇談を通して、地域行政の取組や現状について理解を深める。	○地域行政に関心をもたせる。 ○直接、議員との懇談を通じて地域課題を明らかにし、解決に向けて考えさせる。
四	7 ～ 9	諸問題の整理と選挙公約の作成	○前時までの学習や体験をふまえ、グループで街や地域の諸問題について整理・分析し解決策を検討する。 ○課題解決策を選挙公約として作成する。	○「公平・公正」の視点から具体的な解決策を検討させ(探究活動)、候補者の選挙公約として作成、次時の模擬選挙で提示させる。
五	10 ～ 本時	模擬選挙 ～より良い社会の実現に向けて～	○選挙公約の比較検討を行う。 ○模擬選挙を体験し、選挙の意義を理解する。	○グループで作成した選挙公約を、多面的・多角的、「公平・公正」な視点で比較検討させる。 ○投票行動が主体的な社会参画であり、合意形成につながることに気付かせる。
六	11	振り返りとまとめ	○模擬選挙の開票結果を考察(分析・探究)する。 ○これまでの学習を通して、社会参画について考える。	○「公平・公正」の観点から考えさせる。 ○主体的な社会参画の必要性を理解させる。

5 本時の目標 地域社会の諸問題について、「公平・公正」な視点で選挙公約の比較検討を行い、主体的に社会参画しようとする姿勢・態度を育てる。

6 本時の展開(10／11)

過程	指導内容	学習活動	指導形態	指導上の留意点	教材・教具等
導入	選挙の意義	○なぜ選挙をするのか考える。 ・18歳選挙権を意識し、選挙の意義について考える。	一斉	・主権者（有権者）としての自覚を促し、生徒の多様な意見を取り上げ、選挙の意義を考えさせる。	
地域の諸問題の解決に向けて、選挙公約を比較し投票（模擬選挙）しよう。					
	政策の比較検討	○「選挙公報」を読む。 ○「選挙演説」を聞く。 ・地域の課題解決に向けて「公平・公正」な視点で選挙公約を比較検討する。	個別 一斉	・グループ（生徒）が作成した「選挙公報」を使用し、代表者が演説する。 ・個人にとって利益でも他者には不利益なこともある。地域の問題解決に向けて、多面的・多角的及び「公平・公正」な視点で比較検討させる。	資料「選挙公報」
	模擬選挙の実施	○模擬選挙の実施 ・投票の流れを確認する。 →投票用紙受取 →投票（投票箱）	個別	・社会の一員及び主権者（有権者）として自覚をもち投票するよう意識させる。	投票用紙 投票箱
どのような理由（視点や基準）で投票しましたか？					
展開	投票の振り返り	○候補者への投票理由（視点・基準）を振り返る。 ○グループで意見交流する。 ・投票理由を交流し、自らの考えを見つめ直す。 ○グループ発表	個別 グループ	・ワークシートに記入し、投票の視点や基準を整理させる。 ・他者の意見やグループ発表を参考に、多面的・多角的及び「公平・公正」な視点で投票できたか、各自の投票理由（視点・基準）を深めさせる。	ワークシート
	開票と考察	○開票及び結果を考察する。 ・一票の価値（重さ） ・当選者の得票率 ・無効票や死票など 【参考】《資料1》	一斉	・開票結果を考察させ、選挙の公平性という視点から一票の価値（重さ）などについて考えさせる。 ・選挙では、複数の投票の要因（政策・政党・争点など）があり、また有権者の多様な視点や考えにより投票が行われる。投票行動は社会参画であり、その結果、合意形成につながっていくことを理解させる。	
まとめ	まとめ	○模擬選挙を振り返り、ワークシートに感想を書く。			ワークシート

【参考】《資料1》

◇模擬選挙 開票結果(本時)◇

対象：第2学年(講座選択者31名)

投票者：31名

A	○○	○○	6票
当選 B	□□	□□	12票
C	△△	△△	11票
無効			2票(白票)

《資料2》

◇模擬選挙 開票結果(放課後に投票)◇

対象：第2・3学年 163名

投票者：43名(投票率：26.4%)

当選 A	○○	○○	17票
B	□□	□□	16票
C	△△	△△	5票
無効			5票

本校では、模擬選挙《資料1》を実践授業で展開後、後日、放課後を利用した同様の模擬選挙を実施《資料2》。

単元計画11時間目には、《資料1》《資料2》を取り上げ投票率や一票の価値・得票率・無効票等について考察し、選挙の公平性や社会参画の在り方について考えた。

資料

○○○市長選挙公報

○○○市選挙管理委員会

ふりがな

A ○○○○○

image

自由民政党公認 39歳
元府立高校教員 ××町在住

地元の声を、必ず市政に届けます

[防災] 堤防の改修・防土壁の設置

[福祉] 保育園・学童保育所・老人施設の統合

[教育] 市立大学の発展と教育の充実

【略歴】 ○○○市立○○中学校卒業
京都府立○○高等学校卒業
京都府立○○大学文学部卒業

ふりがな

B □□□□

民主平和党 前府議会議員
67歳

実績と実行力で、生活を守ります

[防災] 消防署の2分署増設

[福祉] 介護手当の増額、介護保険料の減額

[教育] 保育園・小中学校の設備充実

【推薦】 衆議院議員 □□ □□
京都府知事 □□ □□
市議会議員 □□ □□

ふりがな

C △△△△△

image

無所属 元会社員 53歳

市民の声が、わたしの力の源です

[防災] 防災対策の徹底強化

[福祉] 一人暮らしの高齢者支援

[教育] 小・中・高の一貫校の設置

【推薦】 △△△商工業協会
△△△青少年団体
△△△東地区自治会

**投票日には、もれなく
投票しましょう。**

投票時間は、午前7時から
午後8時までです。

今回の選挙の投票所は、
下記の場所です。

京都府立□□高等学校

年 組教室

未来をつくる
あなたの一票大切に

○○○市選挙管理委員会

ワークシート

平成 年 月 日() 校時

総合的な学習の時間

2年 組 番氏名

模擬選挙

～より良い社会の実現に向けて～

- 1 あなたが投票した候補者はだれですか？

--

- 2 あなたが、その候補者に投票した理由(視点や基準)を書きましょう。【個別】

--

- 3 各候補者に投票した理由(視点や基準)を、グループで交流しましょう。【グループ】

A〇〇〇〇さんに投票した理由	B□□□□さんに投票した理由
C△△△△さんに投票した理由	※グループで投票した候補者がかたよった場合、他の候補者を支持しない理由をあげてみよう。

【授業のまとめ】

模擬選挙(投票)を行った感想を書きましょう。

--

感 想

○選挙のこと、特にどの候補者に投票すべきかを深く考えさせられ悩みましたが、貴重な経験ができ良かったです。私にはまだずっと先の話だと思っていましたが、来年には18歳となり選挙権が与えられるので、良い社会、良い未来になるようによく考えて投票したいと思いました。

○現実味があり緊張しドキドキしました。防災、福祉、教育の政策を比べて投票を決めるのは少し難しかったですが、自分自身の問題として考えることができました。ぼくたちの年齢と40代・50代の方などそれぞれ考え方や見方が違うと思います。それらをふまえて立候補者がどんな目標のもと、どのように実行するのかをしっかり考えて投票することが大切だと思いました。

○私自身考えて選挙を行いましたが、実際の選挙になるともっと真剣に考えて一票を入れなければならぬと思いました。しかし、若い人の有権者が増えると、「何となく」といういい加減な気持ちで投票する人もあると予想されます。そのようにならないよう、私たちは政治に関心をもたなければなりません。今回の模擬選挙は良い勉強になったと思います。

○今回、模擬選挙をしてぼくが投票した候補者は、惜しくも1票差で落選してしまい残念でした。実際の選挙においても1票差でも当選者と落選者に分かれます。有権者が落選者に入った票は生かされないことが多いですが、民主的な選挙で決まった以上、当選者は市民や住民の代表として政治を頑張ってもらいたいと思います。また落選者に投票した人も含め全体で応援する必要があると思います。そして、僕達が住む街をより良くしていくためにも、選挙に行き真剣に考えて一票を投票するべきだと思いました。

○模擬選挙で、当選したのがBさんでした。わたしは、公約が最も現実的で実行してくれそうだから投票しました。しかし、Bさんの票が1票でもCさんに入っていたり、また2人の無効票がCさんに入っていたり、当選者は変わっています。そのことを考えると一人一人が投票する1票は大切だと感じました。しかし、今回のような無効票は残念ですし、投票に行かない人も自分の生活のためにもよく考えて行動するべきだと思います。

○わたしが選んだ候補者は、落選でした。よく考えて投票したのでたいへん残念です。この選挙では、Bさんは12票で半分もなかったですが、一番多くの票を獲得し当選でした。公正にまた公平に行われた選挙で、全員が真剣に考えて投票した結果なので納得しています。もし実際の選挙においても支持していない人が選ばれたとしても、その代表者には協力しなければならないし、また選ばれた人も多くの人々のことを考えて政治をやってほしいと思います。

○別の授業で、「18歳の成人年齢」についてディベートを行った時に選挙についても議論しましたが、実際に模擬選挙をしてみると、選ぶのはとても難しいものでした。自分にとって利益になっても、他人にとって不利益になることもあります。また全体に利益でも、住民に大きな財政負担になることもあると考えられます。自分の都合だけではなく、他人の立場や利益などいろんな角度から考えて投票し、代表者を選ぶようにしたいと思います。

おわりに

実践事例集の刊行に寄せて

京都大学大学院法学研究科教授 土井 真一

この度、「法やルールに関する教育」の実践事例集が刊行されますことは、まことに素晴らしいことであり、関係の先生方のご尽力に対して、心よりの敬意を表したいと思います。「法やルールに関する教育」については、既にハンドブックが公表され、その基本的な考え方が示されていますが、その実践を広げていくためには、授業案や教材の蓄積が必要であることは言うまでもありません。この実践事例集は、そのような期待に応えることになるでしょう。

最近の教育改革では、「教員が何を教えるか」から「子どもたちが何を学び、何を身に付けるか」に重点が移ってきてていると言われます。もちろん、教育において教員が果たすべき役割は重要であり、教育を通じて何かを教えることも軽視すべきではありません。しかし、最近の動きには、いくつかの点で重要な意義が認められると思います。

第一に、子どもたちが何を学び、何を身に付けるかに着目する限り、現に様々な子どもたちがいる以上、一律の授業ではなく、むしろ、子どもたちに応じて授業の内容が変わることになります。何よりも大切なのは、目の前の子どもたちを見て、その子どもたちが、できる限り多くの力を身に付けることができるようになることです。このことは、あまりに当たり前のことですが、この当たり前のことが難しい環境になりつつあり、また先生方もこの当たり前のことに取り組めなくなってきたのではないかと危惧します。この実践事例集には、様々な事例が収められていますが、これらは関係の先生方とその児童・生徒の皆さんとの関係の中で作成してきたものです。いずれも大変参考になるのですが、最後はこの実践事例集を手にされる先生一人一人が、ご自身が担任されている児童・生徒の皆さんとの関係の中で、工夫をしていただく必要があることを改めて強調したいと思います。

第二に、いずれ子どもたちは大人にならなければなりません。学校を巣立ち、自分たちの足で立たなければならないのです。そうである以上、いつまでも教えてもらってばかりではいられません。教育の目的は、これまでの知の蓄積を活かしながら考えることができるようになります。とりわけ、「法やルールに関する教育」は、国家・社会の形成者の育成を目的とするものですから、自分の頭で考え、みんなで議論し、それを踏まえて判断をし、責任をもって行為することが求められます。それだけに、子どもたちがどのような想いをもっているのか、それに対して、どのような働きかけをし、子どもたちに何を考えさせたいのか、どのような働きかけに、子どもたちがどのように応えてくれるのか、そうした点に十分に注意を払っていただく必要があります。

われわれ大人も、この国や社会の在り方について、またこの地球の行く末について正解をもっているわけではありません。現在も、そしてこれからも議論を重ね、取組を続けなければなりませんし、子どもたちにも、加わってもらう必要があります。子どもたちにとって、「法やルールに関する教育」は、そのような議論に加わるための助走であり、先生方はその善きコーチです。そして、選手たちにはコーチを乗り越えてもらう必要があるのです。是非、そのような想いをもって、この実践事例集を活用していただければ幸いに存じます。

本書の刊行に寄せて ー「法やルールに関する教育」がより充実するためにー

福井大学教育地域科学部教授 橋本 康弘

本実践事例集の特徴を箇条書きにしてみよう。

- ①本実践事例集は、昨年度刊行された「『法やルールに関する教育』ハンドブック～京都式『ふるまいの教育』の進め方～」の続編である。
- ②昨年度刊行の書籍が「理論編」だったと位置付けるなら、本年度刊行の書籍は「実践編」と位置付けられるものである。
- ③本実践事例集に掲載されている諸実践は、様々であるが、現在の教育動向を意識した最新のものである。
- ④本実践事例集に掲載されている諸実践の中には、児童・生徒の関心に寄り添って教材選定を行うなど、児童・生徒の興味関心を意識した授業づくりになっているものがある。

例えば、③に関連して。18歳選挙権付与の現実から「主権者教育」の重要性が叫ばれる昨今、八幡市立男山第三中学校や京都府立大江高等学校の実践が「主権者教育」と「法やルールに関する教育」と関連づけた実践になっている。また、現在中央教育審議会で検討されている公民科の新設科目「公共（仮称）」の内容として位置付けられるような、これまでの高等学校公民科では管見の限り、存在しない目新しい実践（京都八幡高等学校）もある。また、④に関連して。舞鶴市立中舞鶴小学校の実践は、児童の関心を重視し、「スポーツのルール」の教材化・授業化を図ったものになっているし、幼稚園の諸実践も園児を「主役」においていた取組であり、その取組の様子が思い浮かぶ報告になっている。

ここに取り上げなかった他の実践も含めて、この実践事例集に綴っている諸実践は、この1年間各学校の諸先生方が知恵を絞って取り組まれたものばかりである。実践に当たられた諸先生方、また、この実践事例集の作成に関与された京都府教育委員会の指導主事等の皆様方に感謝申し上げたい。

最後に課題と留意点を各1つ取り上げる。課題は特別支援学校における取組が未着手という点。特別支援学校に通う子どもたちも「かけがえのない主権者」である。また、特別支援学校に通う子どもたちに「こそ」必要な実践は何かといったこと。この点を検討することは「法やルールに関する教育」を充実する上で重要である。留意点は「法やルールに関する教育」の原点は何なのか、これを忘れないように常々実践に取り組む必要があること。その原点とは、「公正」「協力」といった価値を扱っていること。何のために「公正」を教育するのか、なぜ「協力」なのか？「法やルールに関する教育」の「そもそも論」を常に振り返りながら、実践を積み重ねていく必要があること。

京都における「法やルールに関する教育」がより充実・発展していくために、昨年度刊行のハンドブックと同様、この実践事例集が有効利用されることを期待してやまない。

「法やルールに関する教育」プロジェクト委員及び研究指定校

指導顧問

(敬称略)

土井 真一 京都大学大学院 法学研究科 教授
橋本 康弘 福井大学 教育地域科学部 教授

プロジェクト委員

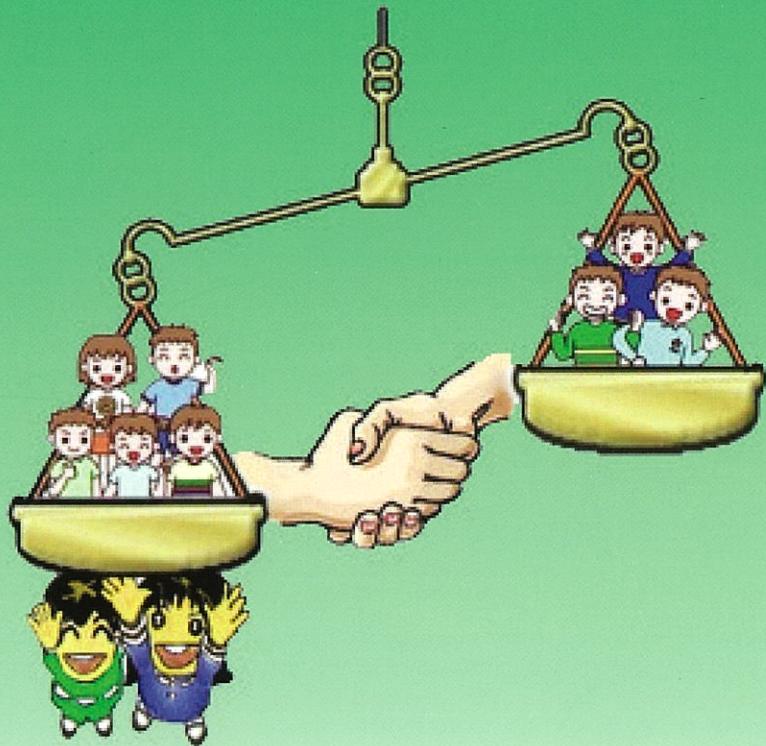
大木 貴美子	久御山町立佐山小学校附属幼稚園園長
久保 佳苗	南丹市立園部幼稚園教諭
多田 佳世	長岡京市立長法寺小学校教諭
榎本 晃子	八幡市立男山第三中学校教諭
久保 曜出樹	亀岡市立大井小学校教諭
藤田 由起栄	亀岡市立南桑中学校教諭
森 祐子	舞鶴市立中舞鶴小学校教諭
濱野 伸司	舞鶴市立中舞鶴小学校教諭
小森 政志	京丹後市立久美浜中学校教諭
村田 正志	京都府立西乙訓高等学校教諭
野畑 毅	京都府立京都八幡高等学校教諭
榎原 和彦	京都府立大江高等学校教諭

研究指定校

長岡京市立長法寺小学校 八幡市立男山第三中学校 亀岡市立大井小学校
舞鶴市立中舞鶴小学校 京丹後市立久美浜中学校区 京都府立西乙訓高等学校
京都府立京都八幡高等学校 京都府立大江高等学校

京都府教育委員会

杉本 里佳	京都府乙訓教育局 指導主事
大政 勉	京都府山城教育局 指導主事
日下部 成登	京都府南丹教育局 指導主事
足立 高広	京都府中丹教育局 指導主事
藤原 哲也	京都府丹後教育局 指導主事
小林 園	京都府総合教育センター 研究主事兼指導主事
伴 昌也	京都府総合教育センター 研究主事兼指導主事
丸岡 恵真	京都府教育庁指導部特別支援教育課 総括指導主事兼副課長
遠山 秀史	京都府教育庁指導部高校教育課 総括指導主事兼副課長
森本 義則	京都府教育庁指導部高校教育課 指導主事
村上 昌司	京都府教育庁指導部保健体育課 総括指導主事兼副課長
鈴木 勝雄	京都府教育庁指導部保健体育課 指導主事
村山 和久	京都府教育庁指導部学校教育課 学力・生徒指導担当課長
久保 嘉章	京都府教育庁指導部学校教育課 総括指導主事兼副課長
竹林 広司	京都府教育庁指導部学校教育課 総括指導主事兼副課長
塩尻 徹	京都府教育庁指導部学校教育課 総括指導主事兼副課長
藤本 直美	京都府教育庁指導部学校教育課 指導主事
上田 智子	京都府教育庁指導部学校教育課 指導主事
吉川 雅智	京都府教育庁指導部学校教育課 指導主事
古市 迅	京都府教育庁指導部学校教育課 主任



「法やルールに関する教育」実践事例集は、京都府教育委員会が研究指定校及びプロジェクト委員の協力を得て、作成・編集し、京都府内の学校・教育機関に配布するものです。

本書に関する著作権は京都府教育委員会にあります。

本書を無断で目的外使用（複製、放送、上映、プレゼンテーション等）を行うことは、法律で禁止されていますので、取り扱いに注意してください。

京都府教育委員会

平成28年3月発行 京都府教育庁指導部学校教育課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
電話 075-414-5840